

**平成 28 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書**

広島大学

平成 29 年 3 月
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

広島大学

目 次

I 認証評価結果	2-(3)-3
II 基準ごとの評価	2-(3)-4
基準1 大学の目的	2-(3)-4
基準2 教育研究組織	2-(3)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(3)-10
基準4 学生の受入	2-(3)-15
基準5 教育内容及び方法	2-(3)-20
基準6 学習成果	2-(3)-34
基準7 施設・設備及び学生支援	2-(3)-37
基準8 教育の内部質保証システム	2-(3)-44
基準9 財務基盤及び管理運営	2-(3)-48
基準10 教育情報等の公表	2-(3)-54
<参考>	2-(3)-57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-60
iii 自己評価書等	2-(3)-62

I 認証評価結果

広島大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「広島大学男女共同参画宣言」に基づき、中期計画において女性教員比率の数値目標を設定しており、学内保育園において一時保育や夜間・休日開園等を柔軟に実施するなど、仕事と子育ての両立支援に係る取組の充実に努め、成果を上げている。
- 「教員の個人評価の基本方針（教育研究評議会決定）」に沿って、教員の個人評価を継続的に実施し、教員の採用・昇任、昇給・勤勉手当、大学院担当等に反映させている。
- インターネット出願の導入により、海外からの出願が容易になるなど、利便性が向上している。
- 到達目標型教育プログラム（H i P R O S P E C T S[®]）を導入し、授業の成績のほかに、主専攻プログラムごとに設定された到達目標に対して到達度を評価し、学生指導に活用している。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「平和共存社会を育むひろしまイニシアティブ拠点」、平成25年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「アジアの共同経済発展と信頼関係の確立による平和構築に貢献する中核人財教育プログラム」、平成26年度文部科学省「スーパー・グローバル大学創成支援」に採択された「世界をキャンパスとして展開する広島大学改革構想」等の事業を通して、社会のニーズに対応した人材を養成している。
- 平成23年度及び平成25年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」及び「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」によって、グローバル人材の育成に成果を上げている。
- 学生1人に対して原則として複数の教員をチューターとして配置し、修学や日常生活に関する指導・助言を行うとともに、学生の履修状況等を学生情報システム「もみじ」によって管理している。「チューターの手引き」冊子を作成し、毎年3月にチューター研修会を開催している。
- アクセシビリティリーダー育成プログラムを実施し、多様性をよく理解した上で、アクセシビリティを推進できる人材の育成を積極的に進めている。
- フェニックス奨学制度（学部学生）及びエクセレント・スチュードント・スカラシップ制度（大学院学生）の拡充に努め、大学独自の奨学制度を充実させている。
- 教育の質保証と改善を継続的に実行する全学的なP D C Aサイクルを構築し、効果を上げている。
- 学部卒業後5年の卒業生を対象としたアンケートを長期にわたり毎年度実施しており、改善に活かしている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成26年度より新任教員については、「新任教員研修プログラム」（必修研修20時間、選択必修研修4時間）の受講を必修としており、授業方法等の改善が一層進むことが期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、「平和を希求する精神」、「新たなる知の創造」、「豊かな人間性を培う教育」、「地域社会・国際社会との共存」、「絶えざる自己変革」の理念5原則を掲げ、「未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献する」という理念を、学則第4条に定めている。この理念に基づいて、各学部の教育研究上の目的を通則第2条の2に定めている。これらを踏まえて、学部等の特質に応じた教育研究上の目的を設定し、養成しようとする人材像をそれぞれの細則に定めている。例えば、総合科学部では、「学際性、総合性及び創造性を基本理念とし、高度教養教育をむねとする専門教育を行い、総合的知見と思考力を持つ、自主的・自立的な人材を育成する」、理学部では「自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通じて、自然科学の基礎を十分に修得させ、真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培うことによって、社会のさまざまな分野で活躍することのできる、研究者、技術者、教育者等としての素養を備えた人材を養成する」と定めている。

また、今後10年から15年後の広島大学像を描き出した「広島大学の長期ビジョン」において大学が目指すべき方向として、「理念5原則の再確認と具体的展開」、「大学としての機能別分化と個性化」、「教育と研究の高度化」、「教育組織と研究組織の再編による柔軟な教育研究体制の構築」、「革新的な大学の運営」の目標を明記している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学の理念に基づいて、大学院の教育研究上の目的を大学院規則第2条に「広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与すること」と規定し、この大学院規則を受け、各研究科の教育研究上の目的を研究科細則に定めるとともに、具体的に養成しようとする人材像を示している。例えば、国際協力研究科では、「国際協力を推進する観点から、開発途上国の経済、技術、社会及び文化の持続的発展に貢献できる高度専門的職業人、国内外の行政担当者、国

際機関の職員及び研究者の育成を目的とする」としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の11学部から構成されている。

- ・ 総合科学部（1学科：総合科学科）
- ・ 文学部（1学科：人文学科）
- ・ 教育学部（5類：第一類（学校教育系）、第二類（科学文化教育系）、第三類（言語文化教育系）、第四類（生涯活動教育系）、第五類（人間形成基礎系））
- ・ 法学部（1学科：法学科）
- ・ 経済学部（1学科：経済学科）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、地球惑星システム学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（2学科：歯学科、口腔健康科学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科、薬科学科）
- ・ 工学部（4類：第一類（機械システム工学系）、第二類（電気・電子・システム・情報系）、第三類（化学・バイオ・プロセス系）、第四類（建設・環境系））
- ・ 生物生産学部（1学科：生物生産学科）

各学部、学科・類で定められている教育研究の目的に応じた教育研究活動を行う組織構成がなされている。

これらのことから、学部及びその学科・類の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育を全学体制で行う組織として平成22年4月に教養教育本部を設置しており、理事・副学長（教育・東千田担当）が教養教育本部長として全学の教育体制を統括する体制を整えている。審議機関として教養教育会議を設置し、その下に、企画調整会議、カリキュラム部門、評価・改善部門を設置している。

カリキュラム部門が教養教育全般の企画・実施を、評価・改善部門が点検・評価・改善を担っており、企画調整会議において、教養教育実施のための企画立案及び調整を行い、案件を教養教育会議に付議、報告している。

教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育・東千田担当）を支える運営組織として教育室を設置しており、特に教養教育本部の支援を行うために教育室の中

に教育推進グループを置いている。

教養教育科目は、教養部を改組し設置した総合科学部を主たる担当部局として実施している。そのほかに外国語教育研究センター、情報系科目を実施する情報メディア教育研究センターが主たる担当組織となっている。全学で実施する体制を整えており、他部局でも一部の教養教育科目を担当している。

3キャンパス（東広島地区、霞地区、東千田地区）に分かれているが、それぞれのキャンパスにおいて教養教育を実施している。各キャンパスの教員も教養教育を担当し、教員・学生の移動を極力減らすため双方向授業システムを整備して活用している。

平成28年4月から、医学部・歯学部・薬学部の1年生約400人が、主に東千田キャンパスで教養教育を受けることができるよう、東千田未来創生センターを新設し、教育課程を整備している。

平成28年7月には教養教育本部を改組し、教養教育と全学の学士課程教育の双方を統括する教育本部を設置している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は以下の11研究科から構成されている。

- ・ 総合科学研究科（博士前期課程1専攻：総合科学専攻、博士後期課程1専攻：総合科学専攻）
- ・ 文学研究科（博士前期課程1専攻：人文学専攻、博士後期課程1専攻：人文学専攻）
- ・ 教育学研究科（博士前期課程6専攻：学習開発学専攻、教科教育学専攻、日本語教育学専攻、教育学専攻、心理学専攻、高等教育学専攻、博士後期課程1専攻：教育学習科学専攻、専門職学位課程1専攻：教職開発専攻）
- ・ 社会科学研究科（博士前期課程3専攻：法政システム専攻、社会経済システム専攻、マネジメント専攻、博士後期課程3専攻：法政システム専攻、社会経済システム専攻、マネジメント専攻）
- ・ 理学研究科（博士前期課程6専攻：数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、地球惑星システム学専攻、数理分子生命理学専攻、博士後期課程6専攻：数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、地球惑星システム学専攻、数理分子生命理学専攻）
- ・ 先端物質科学研究科（博士前期課程3専攻：量子物質科学専攻、分子生命機能科学専攻、半導体集積科学専攻、博士後期課程3専攻：量子物質科学専攻、分子生命機能科学専攻、半導体集積科学専攻）
- ・ 医歯薬保健学研究科（修士課程1専攻：医歯科学専攻、博士前期課程3専攻：口腔健康科学専攻、薬科学専攻、保健学専攻、博士後期課程3専攻：口腔健康科学専攻、薬科学専攻、保健学専攻、博士課程1専攻：医歯薬学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程9専攻：機械システム工学専攻、機械物理工学専攻、システムサイバネティクス専攻、情報工学専攻、化学工学専攻、応用化学専攻、社会基盤環境工学専攻、輸送・環境システム専攻、建築学専攻、博士後期課程9専攻：機械システム工学専攻、機械物理工学専攻、システムサイバネティクス専攻、情報工学専攻、化学工学専攻、応用化学専攻、社会基盤環境工学専攻、輸送・環境システム専攻、建築学専攻）
- ・ 生物圏科学研究科（博士前期課程3専攻：生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻、環境循環系制御学専攻、博士後期課程3専攻：生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻、環境循環系制御学専攻）
- ・ 国際協力研究科（博士前期課程2専攻：開発科学専攻、教育文化専攻、博士後期課程2専攻：開発科学専攻、教育文化専攻）

- ・ 法務研究科（専門職学位課程 1 専攻：法務専攻）

各研究科、専攻で定められている教育研究の目的に応じた教育研究活動を行う組織構成がなされている。これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を行うために、特別支援教育特別専攻科を設置している。授業は教育学研究科の教員が担当し、教育学部教授会が実質的な管理・運営を行っている。

当該専攻科には、特別支援教育専攻に知的障害教育領域コース、特別支援教育コーディネーターコースの2コースを有しており、知的障害教育領域コース修了者は、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）が取得でき、特別支援教育コーディネーターコース修了者は、特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者に関する教育の領域）が取得できる。

これらのことから、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下のとおり、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を設置している。

- ・ 附置研究所：原爆放射線医科学研究所
- ・ 全国共同利用施設：放射光科学研究センター
- ・ 学内共同教育研究施設等：ナノデバイス・バイオ融合科学研究所、高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、自然科学研究支援開発センター、国際センター、産学・地域連携センター、教育開発国際協力研究センター、保健管理センター、平和科学研究センター、環境安全センター、総合博物館、北京研究センター、宇宙科学センター、外国語教育研究センター、文書館、スポーツ科学センター、HiSIM 研究センター、先進機能物質研究センター、現代インド研究センター、サステナブル・ディベロップメント実践研究センター、ダイバーシティ研究センター

以上のほかに、大学設置基準に基づき設置される附属施設として、附属学校及び附属病院、図書館等を設置している。

これらの附属施設等は、それぞれの設置目的に応じ、基礎研究、分野横断的先端研究、教育研究の支援及び基盤整備、人材育成、産学・社会連携等を推進するとともに、学士課程及び大学院課程の教育に参画している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

大学に教育研究評議会を設置し、教育研究評議会規則に構成員及び審議事項等を定め、原則毎月開催している。

教育活動全般について全学的な観点から審議する委員会として、教育室の下に学士課程会議及び大学院課程会議を設置し、教育課程や教育方法等の検討・実施を行っている。

各部局において、教授会の構成員、審議事項、代議員会の構成員は、部局運営規則で規定され、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項は、部局に委ねられている。教授会又は代議員会は、ほぼ月に1回以上開催されている。

各部局の教務関係委員会は、ほぼ月に1回以上の頻度で開催され、教育課程や教育方法等を検討している。部局によっては、日常的な教務関係事項を審議する委員会とは別に、将来計画や教育改革を企画する委員会を設けて検討している。

また、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置くことを部局運営規則で規定している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3－1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3－2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3－3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3－1－① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制に関し必要な事項は、学則並びに「講座、学科目、研究部門及び診療科等規則」に定めている。また、部局運営規則第8条に、教育研究に係る責任の所在を明確にするために、「学部の学科、類又はコースに学科長、類長又はコース主任を、研究科の専攻に専攻長を、講座に講座主任を、部門に部門長をそれぞれ置くことができる」と定め、配置している。さらに、同第24条に従い、各分野の教育研究の特性に配慮して、規則に沿って各部局で運営内規を定めている。

各研究科等に所属していた教員を平成28年4月1日に新たに創設した「学術院」というひとつの組織に所属させ、大学の戦略に基づいて教員の配置ができるよう制度の変更を行っている。この制度の開始に伴い、教員は、35のユニット（領域）からなる学術院に所属するとともに、学部、研究科、研究院、附置研究所、病院、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、学長室又は理事室に配属される。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3－1－② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 総合科学部：専任142人（うち教授74人）、非常勤8人
- ・ 文学部：専任57人（うち教授36人）、非常勤0人
- ・ 教育学部：専任171人（うち教授96人）、非常勤0人
- ・ 法学部：専任32人（うち教授24人）、非常勤22人
- ・ 経済学部：専任45人（うち教授24人）、非常勤19人
- ・ 理学部：専任171人（うち教授60人）、非常勤5人
- ・ 医学部：専任278人（うち教授74人）、非常勤0人
- ・ 歯学部：専任123人（うち教授24人）、非常勤86人

- ・ 薬学部：専任 36 人（うち教授 14 人、実務家教員 3 人）、非常勤 11 人
- ・ 工学部：専任 212 人（うち教授 69 人）、非常勤 0 人
- ・ 生物生産学部：専任 66 人（うち教授 30 人）、非常勤 9 人

薬学部に設置基準上必要な実務家教員 3 人を置き、豊富な実務経験に基づき、医薬品情報学や薬剤経済学等、実践的な臨床薬学の授業を担当している。

各部局別の教員一人当たり（非常勤講師を含む。）の学生数は、2.40 人（歯学部）～15.44 人（法学部）で、全学平均は 7.33 人である。法学部・経済学部において教員一人当たりの学生数が多くなっているものの、全体的には標準的な水準となっている。

主要科目（専門教育科目の必修及び選択必修科目）を専任教員が担当する割合は、学部によって異なり、総合科学部 92.0%、文学部 86.6%、教育学部 88.7%、法学部 89.1%、経済学部 81.7%、理学部 92.4%、医学部 76.1%、歯学部 88.1%、薬学部 95.7%、工学部 86.9%、生物生産学部 84.8% となっているが、教員間の連絡調整によって適切に対処している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、原則として専任教員又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

[修士課程]

- ・ 医歯薬保健学研究科：研究指導教員 117 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 0 人

[博士前期課程]

- ・ 総合科学研究科：研究指導教員 114 人（うち教授 62 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 文学研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 159 人（うち教授 99 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 社会科学研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 156 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 先端物質科学研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 医歯薬保健学研究科：研究指導教員 41 人（うち教授 41 人）、研究指導補助教員 61 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 171 人（うち教授 61 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 生物圏科学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 3 人

[博士後期課程]

- ・ 総合科学研究科：研究指導教員 112 人（うち教授 62 人）、研究指導補助教員 17 人
- ・ 文学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 111 人（うち教授 94 人）、研究指導補助教員 48 人
- ・ 社会科学研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 156 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 先端物質科学研究科：研究指導教員 46 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 17 人
- ・ 医歯薬保健学研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 49 人

- ・ 工学研究科：研究指導教員 132 人（うち教授 61 人）、研究指導補助教員 38 人
- ・ 生物圏科学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 3 人

[博士課程]

- ・ 医歯薬保健学研究科：研究指導教員 297 人（うち教授 96 人）、研究指導補助教員 0 人

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科：13 人（うち教授 6 人、実務家教員 6 人）
- ・ 法務研究科：18 人（うち教授 18 人、実務家教員 5 人）

各部局別の教員一人当たり（非常勤講師を含む。）の学生数は、修士課程・博士前期課程の平均で 2.34 人、博士後期課程・博士課程の平均で 1.26 人である。

法務研究科におけるみなし専任教員（2 人）については、5～8 科目の授業を担当しており、教授会にも参画している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用は、教員選考についての基本指針に基づき、国内外を問わず広く適任者が得られるよう国際公募を原則としており、外国人教員は年々その比率を高め、平成 28 年度は平成 22 年度（2.6%）の 2 倍以上の 5.6%（1729 人中 96 人）となっている。

任期制やテニュア・トラック制度に加え、年俸制を導入している。年俸制を助教及び外国人教員の新規採用者等へ適用しており、平成 28 年度は全教員の 15.5%（1729 人中 268 人）に達している。教員の年齢構成は、39 歳までが 23.4%、40～49 歳 33.8%、50～59 歳 30.3%、60～65 歳 12.6% となっている。

女性教員については、その割合を高めるため、「広島大学男女共同参画宣言」に基づき、第 2 期（女性教員割合 14%）及び第 3 期（女性教員割合及び女性管理職割合 20%）の中期計画において数値目標を設定している。あわせて、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した行動計画を踏まえ、学内保育園における一時保育や夜間・休日開園等の柔軟な実施等、仕事と子育ての両立支援に係る取組の充実等により、同計画の目標をすべて達成している。その結果、平成 22 年に広島労働局から「2010 年認定事業主」の認定を受けるとともに、平成 26 年にも「2014 年認定事業主」の認定を受けている。これらの取組により、平成 22 年に 11.5%（198 人）であった女性教員比率は、平成 28 年には 15.8%（273 人）へと年々高まっている。

そのほか、「サバティカル制度」（全学で年間 2～5 人の取得）、「クロスマポイントメント制度」、優秀教員評価制度としての「広島大学長表彰」や特に優れた研究を行う教員を認定する「D P (Distinguished Professor)・D R (Distinguished Researcher) 制度」を設けるなどの取組を行っている。クロスマポイントメント制度は、大学の教員の身分を保有したまま協定を締結した相手方機関の職員としての身分を保有し業務を行う制度であり平成 27、28 年度は 2 人が利用している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の基準については、教員選考基準規則に、教授、准教授、講師、助教及び助手の資格を定めており、その選考は「教員選考についての基本指針」に基づいて行われている。

このほかに、部局等の教員の選考基準における必要事項を、各分野の教育研究の特性や実状に応じて各部局等において定めている。

各部局等では、これらの選考基準、基本指針に基づいて、教授会等の下に選考委員会を設置し、研究業績、教育業績及び教授能力等を総合的に判断し選考を行っている。なお、選考に当たっては、多くの部局で模擬授業（日本語・英語）の実施とともに、多彩な選考委員による選考（他分野教員を含む。）を行っている。さらに、シラバスの提出を踏まえた授業構想の説明（総合科学研究科）、研究内容のプレゼンテーション（先端物質科学研究科、工学研究院、医歯薬保健学研究院）、学外教員等による外部評価の活用（先端物質科学研究科、工学研究院）等を実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

「教員の個人評価の基本方針（教育研究評議会決定）」に沿って、平成19年度（平成18年度実績分）以降、教員の個人評価を継続的に実施している。平成25年度に「10年以内に世界大学ランキングトップ100に入る」という目標を掲げ、文部科学省「研究大学強化促進事業」（平成25～34年度の10年間）に採択されたことを受けて、「活動的な研究者の層が薄い」問題を開拓する方策のひとつとして、「教員全員が自己の研究力を認識すること、優れた研究者を正しく評価して処遇すると同時に、不活性な教員に対しては問題点を明らかにして活動改善を図ること」としている。

そのために、教員活動（研究だけでなく、教員活動全般）の点数化による個人評価を行うこととし、平成26年度後期から自然系（理・工・農・医系）部局等において、平成27年度後期から人文・社会・教育系部局等において実施している。教員は前年度分の教育・研究・社会貢献・大学運営等について、部局で定めた項目に沿って自己点検・評価を行っている。

以上の教員の教育及び研究活動等に関する評価の結果から把握された事項に対して、教員の採用・昇任、昇給・勤勉手当、大学院担当等について措置を行っている。

学生による授業評価アンケートは、教養教育をはじめとしてすべての学部・研究科等が実施している。授業評価アンケートによる評価結果は、教育室において整理し、この評価結果は、大学ウェブサイトを通じて公表している。集計された統計値は授業担当者のみならず、プログラム教員会メンバーや教務関係者も閲覧できるようになっている。この評価結果を基に、各部局では、授業内容の改善等に取り組んでいる。

教員の教育活動に関する評価結果に基づき、優れた教育の成果を挙げた者は、「広島大学長表彰」において表彰される制度がある。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学生支援を担う一般職員、技術系職員、図書系職員の教育支援者を配置している。

学生支援を担う一般職員は、全学的に集約化した業務等を担当する法人本部配置者（65人）と、各部局における独自業務を担当する部局支援室配置者（72人）とを組み合わせた配置となっている。

技術系職員（71人）は、教育研究に関する技術的支援業務を全学的立場から行うため、全員が技術センター所属となっており、部局等の要請に基づき、技術センターが技術職員を派遣している。

図書系職員（26人）は、学内の5つの図書館に配置され、教員、学生に学術情報資源を提供するとともに、当該大学で生成される学術情報の国内外への発信等により教育活動を支援している。

TAにおいては、取扱要領と運用ガイドラインを定め、それぞれの部局に配置されており、平成28年5月1日現在、1,277人が配置されている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「広島大学男女共同参画宣言」に基づき、第2期（女性教員割合14%）及び第3期（女性教員割合及び女性管理職割合20%）の中期計画において女性教員比率の数値目標を設定しており、学内保育園において一時保育や夜間・休日開園等を柔軟に実施するなど、仕事と子育ての両立支援に係る取組の充実に努め、成果を上げている。
- 「教員の個人評価の基本方針（教育研究評議会決定）」に沿って、教員の個人評価を継続的に実施し、教育及び研究活動等に関する評価の結果から把握された事項に対して、教員の採用・昇任・昇給・勤勉手当、大学院担当等に反映させている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成28年度から学術院を創設して、大学の戦略に基づいて教員の配置ができるよう図っており、成果が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

全学の入学者受入方針を、以下のとおり定めている。

「広島大学は、挑戦する意欲を持ち、行動を起こす人材を育てます。

また、自ら考え、判断し、表現することができる創造性豊かな人材の育成に努めます。

広島大学は、次のような人の入学を期待しています。

- ・ 豊かな心を持ち平和に貢献したいと願う人
- ・ 知の探求・創造・発展に意欲のある人
- ・ 専門知識・技術を身につけ、社会の発展に貢献したい人
- ・ 多様な文化・価値観を学び、地域・国際社会で活躍したい人」

各学部の入学者受入方針もそれぞれ定めている。例えば、理学部は、求める学生像の1つに「自然科学に関する基礎的な知識と理解力を備えており、特に数学と理科に高い学力を有する人。また、語学力（英語）と発表能力にも優れた人」を掲げるなど、入学に際し必要な基礎学力を示している。

入学者受入方針に合致する入学者選抜の方針として、「一般入試」と「AO入試」の2つに整理し、学部ごとに実施する内容を定めている。例えば、理学部では以下のように定めている。

「一般入試（前期日程）

- ・ 幅広い基礎知識を身につけ、理数系科目及び外国語について十分な学力を有する人を選抜します。
- ・ 大学入試センター試験（5教科7科目）及び個別学力検査（数学、理科、外国語）により選抜します。

AO入試

- ・ 十分な学力を身につけ、明確な志望動機があり、専門分野への興味と勉学に対する意欲のある人を選抜します。」

大学院の入学者受入方針は、それぞれの研究科の特徴と教育目的を踏まえて定められている。例えば、工学研究科では、以下のように定めている。

- 「・ 各分野における基礎学力を有する人。
- ・ 学術的な研究や学際的な活動に意欲を有する人。
- ・ 平和で持続可能な社会の構築や国際的な共同研究・開発などに关心を有する人。」

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された入学者受入方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学部・研究科ごとに筆記試験や小論文、プレゼンテーションを含む面接等の選抜方法を採用している。学士課程の入学者選抜における募集区分及び選抜方法は、一般入試（前期日程、後期日程）では、大学入試センター試験を課すことによって高等学校で修得した基礎学力を判定し、個別学力検査では各学部が、それぞれの専門分野で必要とされる学力を判定している。なお、後期日程では、教科・科目試験以外の小論文や面接、実技試験等も取り入れた入学試験を実施している。

AO入試では、総合評価方式、対象別評価方式、フェニックス方式を実施している。総合評価方式I型では小論文や面接を課し、総合評価方式II型では大学入試センター試験を利用し、総合評価方式III型ではゼミナール（少人数授業）への出席を課すなどの工夫を行っている。対象別評価方式は、海外で修学した経験のある人、社会で幅広い経験を積んだ人等、様々なキャリアを持つ人たちを対象とするもので、出願資格を帰国生及び社会人に限定してそれぞれ募集人員を設け、小論文や面接等を利用して選抜を行っている。フェニックス方式は、中高年者を対象とした入学制度で、平成13年度から実施し、小論文や面接を利用して選抜を行っている。

そのほか、医学部医学科では推薦入試を行い、学部・学科等それぞれの募集単位において、私費外国人留学生入試、3年次編入学を実施している。

大学院課程の入学者選抜は、研究科ごとに、募集区分及び選抜方法を定めて実施しており、法務研究科を除くすべての研究科では10月入学を実施している。一般選抜以外に、特別選抜として、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、フェニックス特別選抜等のほか、推薦入試も実施している。なお、博士課程リーダー育成プログラムでは、3年次編入学も実施している。

平成26年度にインターネット出願を導入しており、海外からの出願を容易にし、志願者の入学願書記入ミスを防止し、検定料支払い等の利便性を向上している。入試説明会でのアピール、リーフレット、コマーシャル動画の作成及び教育委員会等を訪問しての説明等、集中的な周知広報活動を行い、インターネット出願利用率は学部の一般入試で約22%（平成28年度入試）となっている。また、平成29年度入試からインターネット出願への完全移行を決定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学センターは、入学者選抜の実施、入学者選抜制度の設計・改善、入学者選抜制度や各学部・学科の内容の高校生等への周知活動を行っている。

学士課程の入学者選抜方法の検討及び調整、入学者選抜試験実施体制の立案は、全学的視点に立ち、入学センター長を議長とし、各部局の代表者等で構成する入学センターアドバイザリーボードが所掌している。ここで検討された事項については、理事・副学長（教育・東千田担当）が所掌する教育室運営会議において審議し、特に重要と認められる事項は、教育研究評議会の議を経て決定される。

入学試験問題の作成は、試験実施教科・科目に関する教育研究経験を有する教員が担当しており、入学試験問題作成等要領の下に実施している。また、試験監督方法等は入学試験事務実施要領として統一的に定めている。

試験当日は、入学試験事務実施要領に基づき、学長を責任者とする試験実施本部を設置し、各学部では学部長を責任者とする試験場本部を設置し、実施している。また、不測の事態が発生した場合のための危機マニュアルを定めている。

入学試験合否判定は、各学部の教授会が行っている。入学者選抜の透明性の確保という観点から、情報

公開に関しては、基本データ（募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、最高点、最低点、平均点）を公開しているほか、受験生の求めに応じて本人の得点や順位を開示している。

大学院課程の各研究科の入学者選抜は、各研究科に入試実施委員会等を設置し、実施体制、実施内容、公平性の担保方法等を定めている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、

その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学士課程の入学者選抜結果の総合的な分析は、入学センター及び各学部の入学試験委員会等が連携して実施し、入学者選抜方法の改善に利用している。

平成27年度に、入学者成績追跡調査委員会において、カテゴリーごとのGPAの追跡調査を行い、報告書を作成している。同様の調査は、平成18年度から実施している。

全学の入学者選抜の基本方針については、検討委員会を設けて検討し、一般入試とAO入試という入学者選抜の基本的な枠組みを今後も堅持するとともに、後期日程については、平成22年度以降、全学での統一的な扱いを止め、それぞれの学部の入学者受入方針を踏まえ、選抜方法の改善を行うこととしている。

それを踏まえて各学部は、AO入試の一層の充実や後期日程の見直し等の改善を行っている。薬学部では、平成27年度以降後期日程を廃止し、その募集人員をAO入試に振り替える変更を行っている。なお、入学者選抜に関する主な調査結果、データについては、全国大学入学者選抜研究連絡協議会等で発表している。

大学院課程に関しては、各研究科の検討委員会等により、入試成績、単位修得状況、博士（後期）課程への進学状況、就職状況、課程博士授与状況等との関連を調査・検証し、必要に応じ受験科目を見直すなど入試方法の改善につなげている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、

これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成24~28年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成28年4月に改組された教育学研究科（博士後期課程）及び平成28年4月に設置された教育学研究科（専門職学位課程）については、平成28年度の1年分。)

[学士課程]

- ・ 総合科学部 : 1.05倍
- ・ 文学部 : 1.05倍
- ・ 文学部（3年次編入）: 0.66倍
- ・ 教育学部 : 1.04倍
- ・ 法学部 : 1.05倍
- ・ 法学部（3年次編入）: 0.54倍
- ・ 経済学部 : 1.04倍
- ・ 経済学部（3年次編入）: 0.68倍
- ・ 理学部 : 1.05倍

- ・ 理学部（3年次編入）：0.72倍
- ・ 医学部：1.01倍
- ・ 歯学部：1.03倍
- ・ 薬学部：1.03倍
- ・ 工学部：1.05倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.72倍
- ・ 生物生産学部：1.16倍
- ・ 生物生産学部（3年次編入）：0.86倍

[修士課程]

- ・ 医歯薬保健学研究科：0.81倍

[博士前期課程]

- ・ 総合科学研究科：1.12倍
- ・ 文学研究科：1.15倍
- ・ 教育学研究科：1.13倍
- ・ 社会科学研究科：0.86倍
- ・ 理学研究科：1.16倍
- ・ 先端物質科学研究科：1.34倍
- ・ 医歯薬保健学研究科：0.96倍
- ・ 工学研究科：1.31倍
- ・ 生物圏科学研究科：1.18倍
- ・ 國際協力研究科：1.31倍

[博士後期課程]

- ・ 総合科学研究科：1.19倍
- ・ 文学研究科：0.64倍
- ・ 教育学研究科：1.22倍
- ・ 社会科学研究科：0.53倍
- ・ 理学研究科：0.50倍
- ・ 先端物質科学研究科：0.54倍
- ・ 医歯薬保健学研究科：1.30倍
- ・ 工学研究科：0.68倍
- ・ 生物圏科学研究科：0.74倍
- ・ 國際協力研究科：0.63倍

[博士課程]

- ・ 医歯薬保健学研究科：1.19倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科：1.00倍
- ・ 法務研究科：0.52倍

[専攻科]

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.59倍

先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科の博士前期課程及び医歯薬保健学研究科の博士後期

課程では入学定員超過率が高く、文学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科の博士後期課程、法務研究科（専門職学位課程）及び特別支援教育特別専攻科では入学定員充足率が低い。

入学定員を大きく上回った場合においては、合否判定基準等の評価方法等の見直し、一般選抜学生募集の回数を減らすなどの取組を実施している。

また、下回った場合においては、学生募集面での工夫（10月入学の募集の拡大、広報活動の徹底、社会人・留学生等の募集の拡大）、大学院課程学生への経済支援内容の広報等の取組を実施している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- インターネット出願の導入により、海外からの出願が容易になるなど、利便性が向上している。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程は、通則第2条の2に教育研究上の目的を掲げ、通則第19条に教育課程の編成について、以下のように規定し、これに基づき編成している。

「本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。（後略）」

学士課程の到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的な教育課程を構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的として、到達目標型教育プログラム（H I P R O S P E C T S[®]）を導入している。このプログラムは、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムから構成されている。主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。副専攻プログラムとは、希望者のみが登録し、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。特定プログラムとは、希望者のみが登録し、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

57個の主専攻プログラムでは、そのすべてのプログラムで到達目標の達成に向けた教育課程の編成・実施方針を設定している。例えば、総合科学部・総合科学プログラムでは以下のとおりである。

「総合科学プログラムでは、プログラムが掲げる到達目標を学生に実現させるために、次の方針のもとに教育課程を実践します。

- ・ 既存の学問体系を尊重しながら、複数の学問領域で創出された知識や研究法を学ぶと同時に、それぞれの領域が現代の諸問題とどのように関連しているのかを理解できる教育を行う。
- ・ 複雑で多岐にわたる知識や情報の収集整理と分析統合を通して、それらの持つ新たな意味や価値をみいだす能力を育成する教育を行う。
- ・ 多角的な視野からの知識に基づき、さまざまな課題を総合的に解決し、自己の責任において判断し、行動できる態度を育成する教育を行う。
- ・ 日本語と外国語の表現力・理解力および豊かな感性を涵養し、異文化・異領域の人びとに対するコミュニケーションやプレゼンテーションの能力を育成する教育を行う。」

主専攻プログラムでは、プログラムを紹介する主専攻プログラム詳述書に、教育課程の編成・実施方針や点検・評価の責任体制等が示されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された教育課程の編成・実施方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5－1－② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

授業科目は、教養教育科目と専門教育科目に区分して編成しており、教養教育科目的区分は教養コア科目、共通科目、基盤科目からなり、区分ごとに教育目標や特徴が定められている。専門教育科目は、例えば、文学部では、専門基礎科目、専門科目、卒業論文科目となっている。各学部の教育課程では、教養教育科目と専門教育科目が相互に補い合うものとなっている。

主専攻プログラムごとにカリキュラム・マップが作成され、平成 27 年度からは授業科目ナンバリングも導入されており、授業のレベルや専門分野、使用言語が明記されている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて、総合科学、文学、教育学、心理学、法学、経済学、理学、医学、看護学、保健学、歯学、口腔健康科学、薬学、薬科学、工学、農学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5－1－③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

到達目標型教育プログラムでは、主専攻プログラムのほか、副専攻プログラム 40 コース及び特定プログラム 13 コースを平成 18 年度から導入し、学生の多様な学習ニーズに応えている。

副専攻プログラムは、例えば法学部においては、公共政策副専攻プログラム及びビジネス法務副専攻プログラムがあり、修了に必要な単位数は 16~30 単位に設定されている。特定プログラムは、情報メディア教育特定プログラム（情報デザインコース）や学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムがあり、修了に必要な単位数は 8 ~24 単位に設定されている。副専攻プログラム及び特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準によっては卒業に必要な単位に算入することができる。

通則 25 条に「他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研

究施設の授業科目（学部の学生を対象とするものに限る。）を履修することができる。」と定めており、卒業要件として他学部の授業科目の履修を可能としている単位数は、各学部の学生便覧に示している。

学術の発展動向、社会からの要請等への対応に関しては、以下のような取組が行われている。

平成 21 年度入学生から大学院の授業科目を学部学生の段階で早期履修できる制度を導入し、平成 27 年度は 85 人の学部学生が大学院の授業を履修している。さらに、インターンシップを実施しており、参加者数は平成 21 年度の 160 人に比べ、平成 27 年度は 478 人と約 3 倍に増加している。

大学での学問研究や社会人として知的活動を行う上で基本となる能力の修得を目指すとともに、学問の文化的・社会的意味について理解を深める目的で、教養教育科目に共通科目（外国語科目（英語・初修外国语）、情報科目、領域科目、健康スポーツ科目）を開設しており、領域科目として「職業選択と自己実現—自分のキャリアをデザインしよう—」、「キャリアデザイン概論」、「地域社会探検プロジェクト—ボランティアを体験してみよう—」を開講している。

各学部でも、他大学との単位互換、学部独自のインターンシップ、大学以外の教育施設等での学習や外部試験等による成績認定、入学前の既修得単位の認定等、多様な取組が実施されている。

社会の人材ニーズに対応して、平成 25 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 C O C 事業）」に採択された「平和共生社会を育むひろしまイニシアティブ拠点」では、地域と協働し、平和共生社会の実現に貢献できる人材を養成している。また、平成 25 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「アジアの共同経済発展と信頼関係の確立による平和構築に貢献する中核人財教育プログラム」では、タイ及びインドネシアの大学との学生交流を進め、アジアの共同経済発展と信頼関係の確立による平和構築に貢献する中核人財の育成に取り組んでいる。さらに、平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプ A：トップ型）」に採択された「世界をキャンパスとして展開する広島大学改革構想」では、クオーター制の導入やアクティブラーニングを取り入れた授業の拡大等を行い、予測不能な人類の課題解決に資する人材の育成を推進している。

上記の全学教育プログラムに加えて、文部科学省支援事業として、「理数学生応援プロジェクト」に採択された「Open-end な学びによる Hi-サイエンティスト養成プログラム」（理学部）、「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」に採択された「次世代の歯科医療を開くバイオデンタル教育」（歯学部）、「質の高い大学教育推進プログラム（教育 G P）」に採択された「工学教育を支える「数学力」養成プログラム」（工学部）、「理数学生育成プログラム」に採択された「広島大学型アクティブラーニングによる研究者養成特別コースプログラム」（生物生産学部）、「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」に採択された「歯科医療分野におけるグローバル専門人材養成プログラム開発プロジェクト」（歯学部）等、学部ごとに現代社会のニーズに即した教育改革を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教養教育科目及び専門教育科目では、教育目的に沿った授業形態・学習指導法の工夫として、講義に加えて、少人数制セミナー、演習、実験、実習を取り入れている。

教養教育科目において提供されている 1,698 科目の授業形態別の科目数は、演習 837 科目（49.3%）、講義 488 科目（28.7%）、教養ゼミ 242 科目（14.3%）、実習 101 科目（5.9%）、実験 30 科目（1.8%）

である。なお、演習については、その90%以上が英語を含む語学で、ほぼすべての教育プログラムで選択必修科目として指定している。

各学部の専門教育科目において提供されている授業形態別の科目数の割合は、講義が28.8%（文学部）～78.8%（工学部）、演習が9.6%（歯学部）～68.4%（文学部）、実験が0.0%（法、経、薬）～9.6%（生物生産学部）、実習が0.0%（法、経）～38.3%（歯学部）、実技11.8%（教育学部のみ）等である。

教育効果を高めるための工夫として、多くの学部で、少人数教育、対話・討論型授業、PBL型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、TAの活用及び反転授業を行っている。生物生産学部での「理数学生育成プログラム」はPBL型授業であり、事前・事後学習の活性化に効果がみられる。また、対面授業に相当する教育効果を有すると認められる多様なメディアを高度に利用した授業は、法学部で9科目、生物生産学部で2科目実施されており、特色ある学習指導法の取組については、文学部の「日本工芸史学研究」、法学部の「基礎演習」で新しい試みがなされつつある。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目的授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。平成27年度よりセメスター制に加え、前期・後期の授業期間をそれぞれ前半・後半の2つの期間に分けたクオーター制（4タームで構成）を導入している。週2回の授業を行い、15回以上の授業を確保している。

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するための工夫として、教育学部、医学部、薬学部、工学部以外の7学部では、履修登録の上限を設定している。文学部、法学部では上限は1学期24単位となっているが、理学部、生物生産学部では1年間56単位となっており、制限として実効的なものになっていない。

学生の学習時間に関する設問を盛り込んだ平成26年度学生生活実態調査の結果は次のとおりである。授業の予習・復習にあてる1週間の平均時間を全学部でみた場合、0時間が4.5%、5時間未満が46.9%、5時間以上～10時間未満が27.4%、10時間以上～15時間未満が9.8%等となっている。この傾向は、学部によって差はみられるものの、おおむね全学部に共通した傾向といえる。しかし0時間と回答した学生的比率は学部によってかなりばらつきがみられる。例えば、生物生産学部では17.6%に達するが、歯学部ではこの値が0.0%となっている。また、10時間以上の予習・復習をしている比率が高い学部は、工学部、薬学部、理学部、医学部、歯学部となっており、総じて理系学部に多い傾向がみられる。

さらに、科目ごとの調査である授業評価アンケートの平成27年度の結果では、週平均1時間以下の学習しか行っていない科目的割合は、講義・演習で42.2～45.2%となっており、授業外学習時間が確保されているとはいはず、学習時間の増加が望まれる。

各学部において、授業外学習時間確保のための工夫を行っており、例えば、総合科学部ではe-ポートフォリオ(MAHARA)を導入している。e-ポートフォリオでは、到達目標の達成度を学生と指導教員等が確認できるように工夫されている。法学部では懸賞論文及び受賞者表彰の競争原理を導入しており、経済学部や工学部ではTOEIC-IPの利用を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程の編成の趣旨に沿って、教養教育科目及び専門教育科目でそれぞれ統一した様式でシラバスを作成している。シラバスの作成については教育プログラム規則において明示され、様式及び必要事項は、全学的に定められている。シラバスの項目は「授業の方法」、「学習の段階」、「授業のキーワード」、「到達度評価の評価項目」、「授業の目標・概要等」、「授業計画」、「予習・復習へのアドバイス」、「成績評価の基準等」のほか、プログラムの中での各々の授業科目の位置付けも記載されるよう、配慮している。

シラバスは、学生情報システム「もみじ」で電子情報として閲覧することができる。「もみじ」の操作方法については、入学時における学生オリエンテーションにおいて説明を行い、シラバスの見方や利用法を指導している。

なお、シラバスの入力項目で重要な箇所は、シラバス登録のための必須項目として設定している。

また、平成25年度から和文及び英文シラバス入力率100%を目指としており、主専攻プログラムの科目についてはそれぞれのプログラム担当教員会がシラバス記入の検証を行っている。その結果、平成28年5月1日に和文及び英文シラバスの入力率100%を達成している。

平成26、27年度の授業評価アンケート（学士課程）の「授業の進め方はシラバスに沿っていましたか」との質問に対して、回答を5段階で評価したところ、全学平均は4.0以上となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

高等学校等で学習していないこと等による基礎学力不足学生への配慮として、高等学校で履修していない科目のうち、数学、物理、生物、化学についての補充教育（初修系科目）については、履修基準表に記載する（医学部、歯学部、薬学部、生物生産学部）、入学時のガイダンスの際にアナウンスする（総合科学部）などの方法で、特に未履修者に向けて科目を指定し、受講させている。さらに、教養教育の学習理解の一層の向上を図るため、教員又は大学院学生が正課外で補充的に学生の学習支援を行う学習支援室を設置しており、土日祝日を除く授業期間中に、科目ごとに曜日を決めて指導員（TA）が対応している。平成27年度の利用者は93人となっている。

また、基礎学力不足への対応として、入学後の学生全員に対してレポート作成上の注意を日本語、英語、中国語で作成し、学生に配布するとともに、全学的にガイダンス等で活用している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

法学部及び経済学部に夜間主コースを設けており、18時から45分の授業が4コマ設定されている。

各学部夜間主コースでは、授業時間帯の制限により履修可能なコマ数が少ないと等を配慮し、勤労学生の教育や社会人の生涯学習の場としての特質にふさわしい履修基準を設けている。法学部では「自主選択枠」を、経済学部では「自由科目」を設けている。「自主選択枠」あるいは「自由科目」により各自の知的関心と必要に応じて、昼間授業時間帯に行われる授業についても履修することができる。

また、履修単位の上限（24単位／学期）を設定しており、メディアを活用した授業も法学部では60単位まで認められている。

学部における社会人学生に対する学習支援については、平日夜間・土日における個人指導（文学部、法学部）や長期履修制度の導入（総合科学部、文学部）等を実施している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

各主専攻プログラムにおいてそれぞれの学位授与方針を定めている。例えば、薬学部の薬学プログラムは以下のとおりである。

「薬学プログラムでは、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定されます。

- 1) 薬学を学ぶ上で必要な物理学、化学、生物学、数学および医療従事者のための心理学などの基本的能力（知識、技能、態度）。
- 2) 医薬品および生体物質を含む化学物質の基本的な反応性を理解するために、代表的な反応、分離法、構造決定法などの基本的知識と、それらを実施するための基本的技能。
- 3) 生命体の成り立ちを個体、器官、細胞レベルで理解するために生命体の構造や機能調節などに関する基本的能力（知識、技能、態度）。（後略）」

また、通則第44条に卒業の要件について規定し、教育プログラム規則第2条及び第9条において、到達目標及び育成しようとする人材像を規定している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

教養教育及び専門教育の単位の授与、成績評価基準や卒業認定基準は、それぞれの教育目的に沿って、通則第19条の4及び5、「学業に関する評価の取扱いについて」及び各学部の規則に定めている。これらの規定により定められた、単位の授与や成績評価基準は、学生便覧やシラバス、学部別ガイドスにおいて、学生に周知を図っている。

成績評価は100点満点で採点をした場合に、90点以上を秀、80~89点を優、70~79点を良、60~69点を可とし、60点未満は不可（不合格）として単位を認定している。各授業における成績評価の方法及び基準については、授業担当者がシラバスに明記している。

主専攻プログラム詳述書では、学習の成果の評価項目（「知識・理解」、「能力・技能」、「総合的な力」）ごとに、「極めて優秀」、「優秀」、「良好」の評価に相当する到達度が定められている。また、すべての授業科目について、評価項目の配点と比重が定められており、成績評価と到達度評価が連動するように工夫さ

れている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するために、成績評価の基準をシラバスに明示し、成績評価基準に沿って成績評価を行っている。また、成績評価の指針及び受講者の受入上限を全学的に定めている。

教養教育においても、成績評価のガイドラインを定めている。平成27年度の成績評価分布については、教養教育ではSが12.6%、Aが33.7%、専門教育ではSが31.4%、Aが35.3%となっており、専門教育で高成績に偏っている。

教養教育、専門教育ともにガイドライン等に沿った運用を行っているが、教養教育については教養教育本部、専門教育については各学部の主専攻プログラムごとに設置しているプログラム担当教員会において、継続的に成績評価の方法や成績分布の妥当性を確認している。全学的にも教育質保証委員会で成績評価の偏りについて、是正の方策を検討している。

教員が学生情報システム「もみじ」に成績を入力し、成績処理が確認された後、学生がインターネット上で自分の成績を確認することができる。学生からの成績に関する照会等については、チューターや授業担当教員が対応している。自己評価書提出時には、成績評価の異議申立ての手順が明示されているのは教養教育と法学部のみであったが、平成28年度中に各学部の専門教育科目についても異議申立ての制度を整備することを決定している。

また、GPA制度を全学で導入し、履修指導に活用するほか、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選考に用いている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定については、通則第44、45条に定められており、第44条（卒業の要件）には「修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定められている。

各主専攻プログラム担当教員会では、教育プログラム規則に基づいて、取得できる学位、プログラムの概要、学位授与方針、卒業論文、履修基準等を主専攻プログラム詳述書に記載し、学生に公開している。

上記の内容については、各学部学生便覧及び大学ウェブサイトにおいて、学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程については、大学院規則第2条に教育研究上の目的を掲げ、同規則第3条に大学院に置く課程を規定している。これらの規則に基づき、各研究科において教育研究上の目的及び教育課程の編成・実

施方針を定めている。例えば、生物圏科学研究科の教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

「博士課程前期

- 1) 研究科および専攻が目的とする食料・環境・応用生命科学分野の高度な専門知識と専門技術を、専攻が編成した講義、演習、実験実習により習得させる。
- 2) 修士論文研究に積極的に取り組むことで、問題の理解と科学的な解決の方策、論理的思考、専門分野の先端的な知識と実験技術、科学倫理を学ばせる。
- 3) 多様な学生が幅広い生物圏科学領域の科目を学ぶことができるよう、各講義科目を1単位とし、基礎的科目と高度な水準の科目を編成する。
- 4) 研究成果を国内外の学会等で発表することを推進し、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を向上させる。
- 5) 外国人特任教員による講義・演習をはじめとし、英語による講義・演習を積極的に取り入れる。

博士課程後期

- 1) 独創的、かつ先端的な博士論文研究に取り組むことで、問題の発見と科学的な解決の方策、論理的思考、専門分野の深い知識と実験技術、科学倫理を学ばせる。
- 2) 自立的に研究の構想、実験の実施、成果のまとめができる力を養い、自ら主体的に研究を展開することを習得させる。
- 3) 研究の成果を国内外の学会や学術誌に発表することを推進し、プレゼンテーション能力と学術論文をまとめる力を高めさせる。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された教育課程の編成・実施方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科・専攻の教育課程は、各研究科の細則に定められ、それぞれの教育目的に沿って体系的に編成されている。例えば、生物圏科学研究科は3つの専攻に分かれているが、農学又は学術の学位にふさわしい能力・学習成果の指標を定め、生物圏に存在する諸課題の解明とその利用に関する問題の解決に貢献できる人材を養成するために、必修科目、専攻内授業科目から選択履修する選択必修科目（コア科目）・選択科目及び研究科内授業科目（5研究科共通講義を含む。）から構成される教育課程を構築することで、学位に対応した教育課程の内容・水準を担保している。

平成27年度より、授業科目ナンバリングを導入し、教育課程の体系性を明示し、学習の段階や順序について理解しやすいように工夫している。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて、文学、教育学、心理学、法学、経済学、マネジメント、理学、工学、医科学、歯科学、公衆衛生学、医学、歯学、薬学、口腔健康科学、薬科学、看護学、保健学、農学、国際協力学、学術の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、専攻分野に応じて教職修士（専門職）、法務博士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズを考慮した各研究科の取組としては、学生主体のプロジェクト型教育の実施（総合科学研究科）、他専攻科目、他専修科目、他研究科開設科目の単位修得を認める（教育学研究科）、国際学会での発表や海外研究機関での学術活動を行う「海外学術活動演習」の配置（先端物質科学研究科）等がある。社会人学生への配慮としては、長期履修制度を全学的に実施しており、各研究科においても、IT機器を利用した遠隔指導等の取組を実施している。授業担当教員は授業の内容に応じて学術の発展動向に配慮した授業を行っている。特に、大学が認定した特に優れた研究を行う教授職（DP）及び若手教員（DR）（これまで発表した論文のインパクトファクター、外部資金獲得状況、特に優れた業績を挙げた者に与えられる学術賞受賞歴等のエビデンス（客観的証拠）を基準に選定）を中心に、学術の発展動向に配慮した授業を総合科学研究科、文学研究科、社会科学研究科を除く各研究科で1～6件、計17件提供している。

社会からの要請への配慮として、平成22年度から社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成することを目的とし、すべての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、大学院共通授業科目を設け、現在57科目を提供している。

平成23年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」が採択され、分野横断的な専門学術分野を結集した「放射線災害復興学」を確立し、放射線災害による人と社会と環境の破綻からの復興を担うグローバル人材育成に成果を上げている。また、平成25年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」が採択され、「文化創生コース」、「技術創生コース」、「社会実装コース」の3つのコースによる複合領域型（多文化共生社会）教育により、地域の社会・文化を深く理解し、それらを踏まえて条件不利地域の問題解決のために技術を開発し、その成果を社会に実装することによって地域に寄り添う形で多文化共生社会に貢献するグローバルリーダーの育成に取り組んでいる。

医歯薬保健学研究科では平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に「臨床情報医工学に卓越した地域の先進医療をチームで担う人材育成」、平成24年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に「中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム」（基幹校：岡山大学）、平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に「医療・情報・工学連携による学部・大学院連結型情報医工学プログラム構築と人材育成」が採択され、臨床現場での実践力を備えた人材の育成等、社会からの要請等に配慮した人材の育成を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科での授業形態の割合は、博士前期課程では、講義が9.8%（文学研究科）～62.1%（国際協力研究科）、演習が33.7%（工学研究科）～83.5%（先端物質科学研究科）であり、博士後期課程では、演習が多くを占めており、29.4%（医歯薬保健学研究科）～100%（総合科学研究科、文学研究科、社会科学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、生物圏科学研究所、国際協力研究科）である。

それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って、専門性を深め、研究能力の獲得に役立つ種々の授業科目を開講するとともに、教育効果を高めるための工夫として、少人数教育、対話・討論型授業、事例研究

型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業及び反転授業等、多様な形態での授業を行っている。また、対面授業に相当する教育効果を有すると認められる多様なメディアを高度に利用した授業の取組として、医歯薬保健学研究科、工学研究科、生物圏科学研究所において、テレビ会議システムを用いた遠隔授業、双方向授業を海外の大学も含めて実施している。

教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）は広島県教育委員会、東広島市教育委員会及び広島市教育委員会の承諾の下、連携協力校を確保している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。大学院課程についても、学士課程と同様にクオーター制を導入している。

各研究科における単位の実質化・学習時間の確保は、各授業のシラバスによって計画されるとともに、大学院学生の自発的な研究活動、教員との密なコミュニケーションを伴うゼミナール形式等の授業形態によって実現されている。そのほか、生物圏科学研究所では、e-ポートフォリオシステムにより、学生がタームごとの学習内容を明確にできるように環境を整備している。

学生の主体的な学習状況を把握するため、学生生活実態調査や授業評価アンケートにおいて、授業外学習時間の把握に努めている。授業の予習・復習にあてる1週間の平均時間を全研究科でみた場合、多い順に5時間未満（0時間を含まない。）が30.4%、5時間以上～10時間未満が18.4%、0時間が13.7%、30時間以上が11.2%、10時間以上～15時間未満が9.8%等となっている。また、授業とは関連のない自主的な学習について、1週間の平均時間を全研究科についてみた場合、多い順に5時間未満（0時間を含まない。）が最大で31.2%、次いで5時間以上～10時間未満が19.8%、30時間以上15.4%、10時間以上～15時間未満11.1%等となっており、学習時間の増加が望まれる。

なお、専門職学位課程では1年間の履修単位の上限を設定しており、教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）は実習科目の単位を除き40単位に、法務研究科（法科大学院）は1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、「授業の目標・概要等」、「授業計画」、「成績評価の基準等」等、学士課程同様の様式に沿って作成している。学生は、履修計画の作成、準備学習に学生情報システム「もみじ」を介してシラバスを活用している。

なお、シラバスの入力項目で重要な箇所は、シラバス登録のための必須項目として設定している。

平成26、27年度の授業評価アンケート（大学院課程）における「授業の進め方はシラバスに沿っていましたか」との質問に対して、5段階評定で回答を求めたところ、全学平均は4.0以上であり、学生もシラバスどおりに授業が行われていると評価している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

専門職学位課程を除くすべての研究科で大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を実施している。仕事や家事等の都合で通学する機会が限られている学生に対して、授業科目を土曜日（11時から18時25分）や夜間（18時から21時10分）、長期休業期間に開講するなどの措置をしている。また、本人の希望により履修期間を選択できる長期履修制度を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スケーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院課程における研究指導については、「学生は、在学期間に、定められた授業科目を履修し、単位を修得し、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を受けなければならない」ことが大学院規則に定められている。この規則に沿って、各研究科では、「履修方法」、「指導教員」、「研究計画」等を各研究科細則に定めている。

全研究科において複数指導体制を採用し、同一研究室内の教員や隣接する分野の教員等により、チーム指導を行っている。さらに、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するために、研究会やセミナー等を活用している。例えば、社会科学研究科マネジメント専攻では、各大学院学生に対して、主指導教員に加えて2人の副指導教員を設け、副指導教員に対する報告を義務付けるなど、学生に対するきめ細かな指導を行っており、博士前期課程2年次に修士論文中間報告会を、博士後期課程2年次に博士論文中間報告会を開催するとともに、博士後期課程の大学院学生には、国内外での学会報告と学会誌等への査読論文投稿を義務付け、論文の質向上に努めている。

研究倫理については、「研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」において、研究倫理教育に関する授業科目の履修、大学が作成する研究倫理教育に関する教材等を用いた研究倫理教育の受講を義務付けており、CITI Japan プロジェクトのe-learningを利用するほか、独自に作成したパンフレット「研究倫理案内」（日本語、英語、中国語）を活用している。さらに詳細な「研究倫理教育の標準プログラム」を全学で定め、平成29年4月の導入を目指している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院規則において大学院の目的及び修了要件について規定し、各研究科はそれに沿って教育研究上の目的を示し、育成しようとする人材像を規定している。また、それに沿って各研究科において学位授与方針を定めている。例えば、総合科学研究科の学位授与方針は以下のとおりである。

「博士課程前期

- (1) 専門分野を重点的に研究し、専門的な知識・技能を身につけるとともに、学際性・総合性・創造性を基盤とする総合科学的視点を有している。
- (2) 人間の社会的あり方や生き方、自然界に対する理解と洞察を基盤に、総合科学的視点を活用して 21 世紀の知識基盤社会に貢献できる能力を有している。

博士課程後期

- (1) 専門分野を重点的に研究し、高いレベルの専門的な知識・技能を有するとともに、学際性・総合性・創造性を基盤とする総合科学的視点を活用できる能力を十分有している。
- (2) 人間の社会的あり方や生き方、自然界に対する深い理解と洞察を基盤に、総合科学的視点を活用して 21 世紀の知識基盤社会をリードしうる能力を有している。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院規則において、授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とすると定め、学生便覧や新入生ガイダンスにおいて学生に周知を図っている。それぞれの授業の成績評価の基準等については、シラバスに記載している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学院課程における成績評価等の客觀性、厳格性を担保するために、シラバスに成績評価の基準を明示するとともに、学生からの成績評価に関する異議申立てについて、各研究科で対応している。これについて、自己評価書提出時には、工学研究科及び法務研究科を除いて、制度を明文化していなかったが、平成 28 年度中に各研究科において統一的な異議申立ての制度を整備することを決定している。

これらのことから、成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程以外の大学院課程における学位論文の審査については、学位授与方針に従って、それぞれの研究科で、学位論文の提出要件、審査手続き、提出形式等を定めている。文学研究科では、論文の質に関する審査項目を以下のように定めている。

「I 一般論文の審査項目

- (1) 当該研究領域における修士・博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する

能力を身につけているか。

- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- (4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
- (5) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。
- (6) 外国語文献読解や外国における調査が必要とされるテーマについては、その文献読解や調査研究に必要となる外国語能力が、十分なレベルに達しているか。」

他の研究科においては、自己評価書提出時にはこのような評価基準が明文化されていなかったが、平成28年度中に明文化し、大学ウェブサイトにて公表することを決定している。また、論文審査の過程において、全学様式の「博士学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」により、著作権等の研究倫理について確認を行っている。

これらの評価基準や審査過程については、ガイダンス及び学生便覧等により学生に周知を図っている。学位論文の審査は、研究科教授会において任命した審査委員からなる審査委員会による審査を経て、研究科教授会による最終的な承認という手順で審査を行っている。

また、専門職学位課程である教育学研究科教職開発専攻及び法務研究科においては、修了認定基準を大学院規則及び各研究科細則に定めており、学生便覧等により学生に周知を図っている。修了認定については、所要の単位を修得した学生を対象に、複数の教員による口頭試問形式で最終試験を実施し、その結果を教授会で判定している。

これらのことから、専門職学位課程ではない研究科において、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 到達目標型教育プログラム（H i P R O S P E C T S[®]）を導入し、授業の成績のほかに、主専攻プログラムごとに設定された到達目標に対して到達度を評価し、学生指導に活用している。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「平和共存社会を育むひろしまイニシアティブ拠点」では、地域と協働し、平和共存社会の実現に貢献できる人材を養成している。
- 平成25年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「アジアの共同経済発展と信頼関係の確立による平和構築に貢献する中核人財教育プログラム」では、タイ及びインドネシアの大学との学生交流を進め、アジアの共同経済発展と信頼関係の確立による平和構築に貢献する中核人財の育成に取り組んでいる。
- 平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択された「世界をキャンパスとして展開する広島大学改革構想」では、クオーター制の導入やアクティブラーニングを取り入れた授業の拡大等を行い、予測不能な人類の課題解決に資する人材の育成を推進している。
- 文部科学省支援事業として、「理数学生応援プロジェクト」に採択された「Open-endな学びによる

Hi-サイエンティスト養成プログラム」（理学部）、「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「次世代の歯科医療を開くバイオデンタル教育」（歯学部）、「質の高い大学教育推進プログラム（教育G P）」に採択された「工学教育を支える「数学力」養成プログラム」（工学部）、「理数学生育成プログラム」に採択された「広島大学型アクティブラーニングによる研究者養成特別コースプログラム」（生物生産学部）、「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業に採択された「歯科医療分野におけるグローバル専門人材養成プログラム開発プロジェクト」（歯学部）等、学部ごとに現代社会のニーズに即した教育改革を実施している。

- 平成 23 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」が採択され、分野横断的な専門学術分野を結集した「放射線災害復興学」を確立し、放射線災害による人と社会と環境の破綻からの復興を担うグローバル人材育成に成果を上げている。
- 平成 25 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」が採択され、「文化創生コース」、「技術創生コース」、「社会実装コース」の 3 つのコースによる複合領域型（多文化共生社会）教育により、地域の社会・文化を深く理解し、それらをふまえて条件不利地域の問題解決のために技術を開発し、その成果を社会に実装することによって地域に寄り添う形で多文化共生社会に貢献するグローバルリーダーの育成に取り組んでいる。
- 医歯薬保健学研究科では平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に「臨床情報医工学に卓越した地域の先進医療をチームで担う人材育成」、平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に「中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム」（基幹校：岡山大学）、平成 21 年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に「医療・情報・工学連携による学部・大学院連結型情報医工学プログラム構築と人材育成」が採択され、臨床現場での実践力を備えた人材の育成等、社会からの要請等に配慮した人材の育成を行っている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

単位修得率（修得単位数／履修登録単位数）（平成27年度）は、学士課程では、79.8%（法学部）～97.0%（歯学部）である。修士課程及び博士前期課程においては、77.6%（先端物質科学研究科）～98.5%（医歯薬保健学研究科）であり、先端物質科学研究科以外は、94%以上である。博士後期課程及び博士課程では、先端物質科学研究科が37.0%、総合科学研究所が80.6%である以外は、96%以上である。専門職学位課程では、78.6%（法務研究科）である。

標準修業年限内の卒業（修了）率（平成27年度）は、学士課程においては法学部・経済学部の夜間主コースで70.4%、60.3%と低いものの、その他は80%以上となっている。修士課程及び博士前期課程においては、75.0%（社会科学研究科）～94.3%（先端物質科学研究科）である。博士後期課程においては先端物質科学研究科52.2%、工学研究科62.1%である以外は、50%以下である。特に文学研究科18.8%、社会科学研究科18.2%と文系の研究科において低くなっている。博士課程においては、医歯薬保健学研究科で52.5%である。専門職学位課程では、法務研究科の2年短縮型（法学既修者）が100%、3年標準型が45.0%となっている。

「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（平成27年度）は、学士課程においては歯学部歯学科85.0%、夜間主コースでも、法学部81.1%、経済学部84.7%と80%を超え、他の学部では90%を超えており。修士課程及び博士前期課程においても、80.6%（社会科学研究科）～98.8%（教育学研究科）であり、80%以上の修了率となっている。しかし、博士後期課程においては、総合科学研究所34.6%、社会科学研究科36.4%、理学研究科44.7%と50%に達していない研究科がある。理系研究科では40～80%となっており、年度による増減も著しい。専門職学位課程では、法務研究科の2年短縮型（法学既修者）が85.7%、3年標準型が48.3%となっている。

留年・休学・退学（平成27年度）は、学士課程においては、留年率は、2.2%（薬学部）～7.4%（理学部）と10%に達することなく、休学者率は3.2%以下、退学・除籍者率は2.2%以下である。修士課程及び博士前期課程においては、社会科学研究科において留年・休学・退学が多くなっているが、その他の研究科は8%以下である。博士後期課程になると、留年率は、11.6%（工学研究科）～32.7%（総合科学研究所）である。休学率も割合は低くなるものの留年率とほぼ同様の傾向である。専門職学位課程では、留年率31.1%、休学率31.1%、退学除籍率は10.8%となっている。

また、資格取得の状況、例えば、教育職員免許状については、教育系学部・研究科以外でも多くの学生が取得している。医歯薬等の国家試験合格状況（平成27年度）は、医師96.5%、歯科医師79.2%、薬剤

師 86.8%、看護師 100%、保健師 97.0%、助産師 100%、理学療法士 96.3%、作業療法士 100%、司法試験 13.9%である。

また、学生の受賞状況（平成 27 年度）については、学部学生 12 人、大学院学生 155 人となっている。これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6－1－② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程及び大学院課程では、学生による授業評価アンケートを定期的・全学的に実施しており、その内容は「学生による授業評価アンケート」として大学ウェブサイトで公開されている。平成 26、27 年度におけるアンケートでは、満足度を 5 段階評価（5：強くそう思う～1：全くそう思わない）で集計した場合、学士課程では 3.9 以上、大学院課程においては 4.1 以上となっている。

また、以前のアンケートを見直して、平成 25 年度から「大学院課程教育修了時アンケート」、平成 26 年度から「学士課程教育卒業時アンケート」を教育質保証委員会の下で教育室と各部局が連携して実施している。

学士課程教育卒業時アンケートの結果では、「教養教育に満足している」と回答した割合は 79.5%（「大変満足している」、「満足している」、「やや満足している」の合計）、「専門教育に満足している」と回答した割合は 93.5%であり、「専門分野の知識が向上した」と答えた割合は 95.7%（「十分に向上した」、「向上した」、「やや向上した」の合計）となっている。個別能力等については、特に「課題解決力」、「情報収集・活用力」、「論理的・批判的思考力」について、向上したと回答した割合が 90%を超えていている。

大学院課程教育修了時アンケートは、各研究科の独自性に配慮した質問となっているが、例えば、教育学研究科と理学研究科の結果では、「専門分野の知識と技能が修得できた」、「論理的思考力が向上した」等の設問に対して、肯定的な回答が 80%以上である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6－2－① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 22～27 年度における各課程別の就職率は、学士課程に関しては、85%を超える水準で推移しており、特に平成 26、27 年度においては 90%を上回る結果となっている。修士課程及び博士前期課程の合計値は平成 24 年度以降、90%を上回っている。博士後期課程に関しては、平成 23 年度までは低水準だが、平成 24 年度以降は常に 87%以上となっており、博士課程では 96%以上となっている。

平成 22～27 年度における各課程別の卒業（修了）後の進路状況について、学士課程卒業者の大学院進学率は 33～35%の水準で推移している。卒業生に対する就職者の割合は平成 22 年度の 45%から平成 27 年度には 51%に上昇した一方、一時的就職者は 4%から 1%に下がり、正規雇用への就職者数が増加している。修士課程及び博士前期課程修了者の博士後期課程への進学率は 22～50%及び 12～14%の水準で推移している。また、同修了者に対する就職者の割合は平成 22 年度の 69%から平成 27 年度には 71%となっている。また、一時的就職者は 5%から 1%に下がり、正規雇用への就職者数が増加している。博士後期課程、博士課程及び専門職学位課程修了者に対する就職者の割合は平成 22 年度の 62%から平成 27 年度には 70%に増加したが、一時的就職者は 11%から 7%に下がり、正規雇用への就職者数が増加している。

産業別に整理すると、学士課程に関しては、教育・学習支援業、公務員、修士課程及び博士前期課程では、製造業、教育・学習支援業、博士後期課程及び博士課程では、医療・福祉、教育・学習支援業への就職者が多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業後5年の卒業生を対象としたアンケートを平成23年度以降行っている。平成27年度は対象者数2,497人、回収数503人、回収率20.1%であり、その結果によると、現在役に立っているもの（「とても」、「少し」の合計）として、大学生活全般では、「友人関係」81.1%、「専門教育」74.4%、「アルバイト」69.4%の順に高く、専門教育では、「講義」71.6%、「講習」70.0%、「ゼミ」66.2%、「実験・演習」65.6%の順に高い。

就職説明会の折に意見聴取を行う以外に、就職先の企業等からアンケートをとっているところは、3学部5研究科であるが、「勤勉な学生が多くみられる」（理学部、理学研究科）、「積極的に優秀である」（薬学部）、「生物生産学という共通の専門性と幅広い教養、論理的思考力と忍耐力を兼ね備えている」（生物生産学部）、「能力が高い、すべての領域の特別支援教諭免許状を有している」（教育学研究科）、「回路設計や半導体プロセス等の分野での非常に高い専門性や国際的に通用する技術者」（先端物質科学研究科）、「医者として極めて高い能力」（医歯薬学総合研究科）、「テーマ方向性の認識力や周りとのバランス感覚が優れとても優秀である」（生物圏科学研究科）等の評価を受けている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、東広島地区、霞地区、東千田地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は東広島地区 858,142 m²、霞地区 105,423 m²、東千田地区 18,471 m²、運動場用地が 245,835 m²である。また、各地区的校舎等の施設面積は、計 420,329 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各学部・研究科の教育研究に必要とされる施設・設備として、大学設置基準に規定されている、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設が整備されており、授業の形態や内容、受講生数等に応じて活用されている。

また、夜間において授業を実施している法学部、経済学部及び社会科学研究科のある東千田キャンパスにおいては、学生の利便性に配慮して、施設・設備の夜間の利用時間を延長している。

施設・設備のバリアフリー化については、平成 16 年度（平成 22 年度一部見直し）に「広島大学施設のユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、障害学生を含めた全利用者が円滑に施設・設備を利用できるよう、バリアフリー化を行い、身体障害者用駐車場の設営、トイレ改修、スロープ、エレベーター及び自動ドアの設置等の整備を実施している。

また、耐震化についても、構造部材、非構造部材ともに、順次整備を進めている。

なお、学生の課外活動施設については、キャンパスごとに施設を整備している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

情報通信基盤の整備状況については、学内ほぼすべての場所でキャンパスネットワーク（HINET）を利用できるよう整備している。情報セキュリティ管理の観点から、HINET は学内外からのアクセス可否パターン及び利用形態に応じて 4 種類のゾーンで構成されており、ゾーンごとに管理者の登録を必須としている。ノートパソコン等の持込パソコンのネットワーク接続のため、無線 LAN の整備も行っており、利用できる場所を順次拡大している。接続する際に、在籍する構成員を電子的に認証するため、全学統一 ID 基盤を構築し、運用している。これとは別に、ネットワークサービスの利用等における認証のため、利用者に対しアカウントを発行し、アカウント認証システムを構築し、運用している。これら 2 種類の全学的 ID を使い分けることにより、情報セキュリティに配慮し、かつ、柔軟な運用を実現している。

情報セキュリティへの取組状況については、情報セキュリティポリシーを策定するとともに、組織体制（最高情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ委員会、部局等情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ推進機構）を整備している。情報セキュリティに関する教育・研修として、学生を対象とした座学及びオンライン講座による情報セキュリティ・コンプライアンス教育を実施し、教職員を対象とした座学の情報セキュリティ研修並びにオンライン講座の提供を行っている。なお、オンライン講座の受講及び確認テストに合格しなければネットワークサービスを利用するためのアカウントは更新できないようにしている。また、クラウドサービスを利用する際の注意すべき事項を提示するため、「クラウドサービス利用ガイドライン」を策定している。

教育情報環境の整備状況については、情報メディア教育研究センターが教育用端末（1,144台）、メールシステム、ウェブシステム、ストレージシステム等を提供している。平成27年度学部新入生から、学生自身がパソコンを所有し、大学に持参して活用する制度（ノートパソコン必携化）を開始している。同時に、経済的理由によりパソコンを購入できない学生に対し、長期貸出制度も創設している。一般教室で学生がパソコンを利用するため無線LAN等の設備も順次整備している。

学習支援環境の整備状況については、例えば、学生情報システム「もみじ」は、学生による履修登録や時間割照会、教員による成績登録等の手続きをインターネットを通じて自宅や研究室等から行うシステムで、授業担当教員や事務室からの連絡事項等を伝えるための掲示板機能、授業評価アンケート機能等も有している。また、最新のオンライン学習支援システムを導入し、全学に提供している。平成26年度に、アクティブラーニングのための環境整備として、授業映像を収録するための設備を整備し、教育学部の授業やゼミナールでの利用を開始している。平成27年度には教員が1人で操作して動画（MP4）を収録し、USBメモリで持ち帰ることができるよう追加整備を行い、オープンコースウェア（OCW）や反転授業等で動画コンテンツを作成し、全学で利用できるようにしている。なお、教育・研究・社会連携等を支える情報通信基盤整備に関する取組状況の詳細は、大学ウェブサイト「情報政策－情報化への取り組み」に掲載し、公開している。

学士課程教育卒業時アンケートにおいて、「ICTの環境が整っていた」かという項目を設けており、それに対して85.6%の学生が肯定的な回答をしている。また、大学院課程教育修了時アンケートでは、情報化への対応について、70.0～87.2%の学生が肯定的な回答をしている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館については、東広島、霞、東千田の3キャンパスに、中央図書館をはじめ、西、東、霞、東千田図書館の5館を配置している。

図書館資料は、教員が教育研究上必要な資料を選定するほか、図書館に全学経費から教育用図書購入費及び電子ジャーナル等経費を配分している。図書館では、図書館資料収書基本方針及び資料選定会議細則等に基づき、図書館資料選定会議、同専門部会、資料選定事務WGを設置し、基本方針等に基づき、全学共同利用の電子ジャーナル・データベース、大学院学生・学部学生用のシラバス掲載図書・学生用図書・教養図書、英語多読資料等を選定している。また、コースリザーブ・サービス、学生からの購入リクエスト、学生グループによる推薦図書や他機関等からの寄贈等の方法で資料を収集している。資料の保存に関しては、平成24年度、中央図書館に87万冊収容可能な自動書庫を設置している。蔵書数は、図書3,479,236

(うち外国書 1,317,307) 冊、学術雑誌 61,281 (うち外国誌 25,400) 種、電子ジャーナル 21,895 (うち外国書 20,184) 種、視聴覚資料 5,604 点となっており、入館者数は毎年度 120 万人を超えてい る。

開館時間は、授業期の平日は、8 時 30 分から 22 時まで（東、西図書館では 21 時まで）、東、西図書館では日曜は閉館しているが、それ以外は土・日曜日も開館している。休業期は、平日は開館しており、土・日曜日は一部閉館している。

協調学習・グループワークを行うことのできるラーニングコモンズを中心・東・霞図書館に設置しており、平成 25 年度からは霞図書館で 24 時間開館を行っている。さらに、電子資料の拡大に併せ、研究室や自宅等から貸出延長・複写申込み・購入希望等、ウェブ経由で利用できる非来館型サービスを実施するとともに、貸出可能冊数・期間の増加、学内搬送便の利用による返却利便性の向上等、来館型サービスも実施している。学生等に対する図書館ガイダンス、展示会、貴重資料の電子化等の公開事業を実施している。

図書館の利用に関して、平成 26 年度学生生活実態調査の結果では、学部学生の 43.2% が「大学構内でくつろいで過ごせる場所」として図書館を挙げている。

平成 18 年度に開設した学術情報リポジトリで学内研究成果等の発信と保存を行い、国内外から高いアクセス数を得ている。また、広島大学出版会事業に関しては、体制の強化と販路の拡大により、学内の研究成果公開を進めている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的な学習のための環境としては、5つの図書館以外に情報端末室として、教育用情報処理端末室（3キャンパスに7室）及びオープンスペース（東広島キャンパスメディアセンター等に5室）を整備し、さらに、マルチメディア外国語自習室 1 室を整備している。

学習支援室では、英語・数学・物理・化学を対象に、学習の方法や履修上の問題点について、大学院学生等が学部学生に対してその解決策や糸口等を見出すための助言を行っている。また、コンピューターとネットワークを利用したオンライン学習支援システムや外国語学習支援、ライティングセンターでの日本語及び英語文章作成の個別相談等も行っている。

自習室として、図書館（ラーニングコモンズを含む。）、各学部・研究科教室、学生プラザを学生に開放している。平成 26 年度学生生活実態調査によると、学部学生の約 72% が自習室を利用している。学生プラザの学生支援部門の対応について、利用者の満足度は、満足が約 42%、普通が約 49%、不満が約 8 % である。大学院学生についても同様に、約 46% が利用しており、学生プラザの学生支援部門に対しての満足度は、満足が約 47%、普通が約 44%、不満が約 7 % である。

大学院学生に対しては、各研究科で自学自習施設を用意し、机・いす以外にも、無線 LAN や情報教育 PC、プリンタ等が設置されている施設も多い。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学部及び研究科において、授業科目、専門、専攻等の選択の際の履修ガイダンスを新入生ガイダンスとして実施しているが、それ以外にも、各学部・研究科で独自の取組を行っている。

学士課程入学時の新入生ガイダンスでは、教育の目的、教育課程の周知、授業科目の履修方法等の指導を内容として、教養教育本部及び学士課程会議が作成した全学共通の資料を用いて実施している。入学後

は学生 1 人に対して原則として複数の教員をチューターとして配置し、学生が所属する学部・学科・類・専攻・コースごとに修学や日常生活に関する指導・助言を行うとともに、学生の履修状況等を学生情報システム「もみじ」によって管理している。チューターとなる教員宛に「チューターの手引き」冊子を作成し、学生指導のノウハウをまとめており、それに基づいて毎年 3 月にチューター研修会を開催している。

また、学部によっては 2 年次生、3 年次生及び編入生を対象とする履修ガイダンスを、教育職を志望する学生には教育職員免許状取得に関するガイダンスを実施している。

大学院課程においても、新入生ガイダンスを実施するとともに、専攻・分野に応じたガイダンスを実施している。併せて、教育職を志望する大学院学生には、教育職員免許状の取得方法のガイダンスも実施している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

教育質保証委員会の下で実施している学士課程教育卒業時アンケートと大学院課程教育修了時アンケートにより、学習・履修に関する指導（ガイダンスや個別指導等）の適切性を問うなど、学生のニーズを把握している。

全学的な学習相談、助言、支援を提供するために、学習支援室、ピア・サポート・ルーム、なんでも相談窓口を設置している。

学習支援室では、学生の学習理解の向上を図ることを目的として課外で補充的な学習の支援（英語・数学・物理・化学）を行っており、毎年度平均 100 人程度が利用している。学習支援室利用者アンケート結果によると、「総合的に判断して学習支援室を利用してよかったです」という回答が約 96% であった。

ピア・サポート・ルームは、平成 12 年に設置された学生による学生のための相談窓口で、ピア・サポート養成セミナーを修了した学生（ピア・ソポーター）が学生という同じ立場で相談を受けて助言している。平成 27 年度は全学で 46 人がピア・ソポーター登録者として活動している。主な活動内容は、①4 月の新入生向け相談ブースでの相談業務、②5 月以降（10 月以降）の学生プラザ 4 階「ピア・サポート・ルーム」での前期（後期）相談業務、③6～7 月、9 月、3 月のセミナーや合宿の実施、新人ピア・ソポーターの養成等である。

なんでも相談窓口は、学生生活支援グループ内に設けられ、修学上の相談から進路・対人関係・健康面等を相談できる窓口となっている。これらの取組は、「学生生活の手引」に掲載され、新入生ガイダンス等で新入生に周知を図っている。

平成 25 年 4 月、中央図書館にライティングセンターを設立している。当該センターでは、専任教員と専門の研修を受けた大学院学生のチューターが、学生等に対して、日本語・英語ともに分かりやすい文章を作成するためのセミナー等（平成 27 年度 8 回実施、参加者 700 人）を行っている。さらに、研究成果の国際発信を支援する役割を担い、英語論文校正費の助成、学内ジャーナルの発信強化等の事業を進めている。同センターが実施した学生利用者アンケートによると再度利用したいという意見が 99% となっている。

学部・研究科においては、オフィスアワー、担任制及び電子メール等で学生の学習相談に対応している。例えば、文学部・文学研究科では就学相談室を設置しており、理学部では学生と学部長との懇談会等を実施している。

特別な支援が必要と考えられる学生として、留学生は 1,100 人程度、社会人学生は 1,400 人程度在籍し

ている。障害のある学生からの支援申請は、平成 25 年度までは 20 人前後で推移していたが、平成 26 年度以降は増加傾向にある。

留学生に対する学習支援としては、留学生指導員やチューターの配置、外国語による情報提供、TA による個人レッスン等を実施しており、各研究科の教員及び事務職員の各 1 人、並びに留学生支援ネットワーク（保健管理センター、ハラスマント相談室、グローバルキャリアデザインセンター等で構成）が中心となり支援している。

社会人学生に対する学習支援については、長期履修制度や教育方法の特例を全学的に実施している。学部・研究科における主な取組は、平日夜間、土日の個人指導、IT 機器を利用した遠隔指導等を実施している。また、長期履修制度を活用している学生は、平成 23 年度の 11.7% から平成 27 年度の 16.9%（224 人／1,324 人）と増加傾向にある。

障害のある学生に対する学習支援については、全学的に複数の取組を実施している。障害のある学生は、拡大機材や音声読み上げ機能付き端末、ワイヤレス補聴機器や録音機材等の ICT 支援機器の利用や、筆記通訳、ガイドヘルプ、学生チューター制度等の人的支援を活用している。理学部、総合科学研究科、文学研究科、法務研究科においては、特別クラスや補習授業も開設している。

また、学部学生については保護者からも学生への指導・助言等が可能となるように、保護者宛てに単位修得状況（単位修得だけでなく不合格科目の情報も含む。）及び履修中の科目等について、原則、年 1 回（5 月末）通知している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

「課外活動は教育の一環である」との指針に基づき、課外活動を教育の重要な要素として捉え、課外活動を活性化するために教育室を中心に広島大学校友会からの協力も得て、組織的な支援を行っている。

学生のサークルとしては、252 団体が大学に届け出ており、各サークルからの要望等を踏まえながら、平成 26 年度は総額 11,045 千円（1 団体当たりの平均助成額は 43,829 円）の助成を行っている。また、体育施設等については体育施設等長期整備計画を策定し、年 2 回定期的に施設パトロール（実地視察）を行い、施設の維持・管理を行っている。

課外活動の活性化策として、広島大学体育会に所属するサークルに対して、サークルリーダー育成のためのスポーツリーダーズセミナーを、音楽系サークルに対しては広島大学音楽協議会の活動を円滑に進めるためのサウンドクリエーターズセミナーを実施している。

課外活動施設はキャンパスごとに必要な整備を行っている。さらに、東広島キャンパスから約 3km の位置に西条総合運動場を備え、陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート 12 面を設けている。また、隣接する西条共同研修センターを合宿等に利用することもできる。それぞれの施設の配置状況、利用時間等については、「学生生活の手引」に記載している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生支援に対する学生のニーズは、全学的な取組として教育質保証委員会の下で実施している学士課程教育卒業時アンケートと大学院課程教育修了時アンケートにより把握に努めている。また、各部局においても、アンケート、オフィスアワー、電子メール等の活用、担任制等により、学生のニーズ把握に努めている。

保健管理センターは、メディカル部門、カウンセリング部門、メンタルヘルス部門で構成され、「こころ」と「からだ」の両面から健康管理・健康教育を行っており、診療・健康相談、メンタルヘルス相談、歯科相談をはじめとした各種相談業務、健康診断等の業務を行っている（平成27年度の相談件数は23,983件）。

ハラスメント相談室は、全学及び各部局での教職員向けのハラスメント防止研修会の開催、新入生ガイダンスでの大学のガイドライン説明、ハラスメント関連の書籍やDVD・ビデオの貸出等により、ハラスメントについて学ぶ機会を提供しており、相談件数は増加傾向にある（平成27年度の相談件数は87件）。また、被害者の支援、被害回復に取り組んでいる。

グローバルキャリアデザインセンターは、進路・キャリア形成について、留学生を含めた学部学生から博士後期課程の学生、若手研究者に至るまで窓口を一本化し、キャリア開発支援の拡充・強化を行っている（平成27年度の相談件数は1,781件）。

留学生に対する生活支援等については、新入外国人留学生には留学生サポーターを配置し、様々な生活支援を行っている。また、留学生を対象とした学生宿舎等の状況は、国際交流会館70室、池の上学生宿舎186室（混住型・単身室）、民間借り上げ宿舎8室であり、80%以上の利用率となっている。平成27年度前期の国際交流会館の入居者アンケートでは、「事務室のスタッフが提供するサービス」については、ほぼ100%の留学生が「満足」と回答し、「国際交流会館での生活」については、98%が「良かった」と回答している。

アクセシビリティセンターは、全学的な見地から、障害学生支援、アクセシビリティ支援の拠点機能を果たしており、支援を実施する部局に対して、支援方法の提案や支援技術の提供、支援者の育成及び派遣等を行っている。障害のある学生の生活支援等については、アクセシビリティセンターを中心に種々の支援を実施し、施設等のバリアフリー対応も進めている。

また、アクセシビリティリーダー育成プログラムを実施し、多様性をよく理解した上で、アクセシビリティを推進できる人材の育成を進めている。同プログラムは、アクセシビリティ支援者の供給源としても機能している（アクセシビリティリーダー資格取得者：全国576人に対して広島大学は281人）。

以上の取組については、「学生生活の手引」に掲載し、新入生ガイダンス等において新入生に周知を図っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済面の援助について、全学的な取組では入学料免除・授業料免除及び奨学金が主な支援となっている。独自の取組として、成績優秀学生奨学制度「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」（平成27年度：大学院学生143人）を平成18年度から導入している。また、学力が優秀でありながら経済的

理由により大学進学が困難な学生を支援する「広島大学フェニックス奨学制度」（平成27年度：学部学生38人）を平成20年度から実施しており、フェニックス奨学生が大学院へ進学する際には、奨学生の身分を継続することができる。さらに、平成27年度からは、飛び入学等の場合でも継続することができるよう改定を行っている。

大学院学生の国際学会発表に対する支援は、各部局による支援（平成27年度：179人）に加えて、平成23年度からは全学での支援（平成27年度：75人）も実施している。

平成26年度からは、学生の職業観及び職業意識を育むとともに、経済的に困窮する学部学生に対して一層の経済的支援を行うため、授業料免除者を対象に学内ワークスタディ制度を実施している。この制度は、学生を学内ワークスタディスタッフとして採用し、障害学生支援・学内アクセシビリティ推進業務、図書館業務及び学生規範意識向上啓発ポスター作製等の業務に従事させるものである。

なお、入学料免除・授業料免除、奨学金、教育ローン、学生健康保険組合及び学生教育研究災害傷害保険の情報を「授業料・奨学金・学生保険・インフォメーション」として大学ウェブサイトに掲載するとともに、学生情報システム「もみじ」にも掲載し、学生への周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生1人に対して原則として複数の教員をチューターとして配置し、修学や日常生活に関する指導・助言を行うとともに、学生の履修状況等を学生情報システム「もみじ」によって管理している。チューターとなる教員宛に「チューターの手引き」冊子を作成し、それに基づいて毎年3月にチューター研修会を開催している。
- 中央図書館にライティングセンターを設置し、専任教員と専門の研修を受けた大学院学生のチューターが、学生等に対して、日本語・英語ともに分かりやすい文章を作成するためのセミナー等を行っている。
- アクセシビリティリーダー育成プログラムを実施し、多様性をよく理解した上で、アクセシビリティを推進できる人材の育成を積極的に進めている。
- フェニックス奨学制度（学部学生）及びエクセレント・スチュードント・スカラシップ制度（大学院学生）の拡充に努め、大学独自の奨学制度を充実させている。

基準8 教育の内部質保証システム

8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動（学士課程教育及び大学院課程教育）に係るP D C Aサイクルの実質化を図り、教育の質の向上・保証へ資することを目的として、理事・副学長（教育・東千田担当）の直轄組織である教育本部（平成28年7月に教養教育本部から改組）に教育質保証委員会を設置している。

教育の内部質保証システムは、学部及び研究科が行った自己点検・評価に対して教育質保証委員会が評価する仕組みとなっている。まず、各学部が学士課程教育について、各研究科が大学院課程教育（博士前期課程（修士課程）及び専門職学位課程）について、年次報告書の作成を通して自己点検・評価を行い、その評価結果に対して自ら改善計画を立てる。教育質保証委員会は各学部及び研究科が行った自己点検・評価及び改善計画が適切かどうかを検証し、その評価結果を各学部及び研究科に報告する。次に、各学部及び研究科はその評価結果報告書を踏まえて、教育改善の取組を実施し、その結果を改善報告書として教育質保証委員会に報告する。その後、教育質保証委員会は、改善報告書により改善状況の確認を行う。

この取組の特徴として、①年次報告書の評価基準が大学機関別認証評価の基準に沿っていること、②教育質保証委員会が作成した評価結果報告書に対して意見がある場合、各学部及び研究科が意見提出できること、③教育質保証委員会が各学部及び研究科別の共通データ（入学定員充足率及び収容定員充足率等）を作成し、自己点検・評価のエビデンスとして提供していること、④教育質保証委員会が主導して卒業予定者、修了予定者を対象に、大学の教育内容、学習成果、学生生活、進路等について問う学士課程教育卒業時アンケート及び大学院課程教育修了時アンケートを実施し、そのアンケート集計結果を、各学部及び研究科における自己点検・評価のエビデンスとして活用できること、が挙げられる。

学士課程教育卒業時アンケートは、平成26年度から実施されている。学生生活に関する満足度や主専攻プログラムの教育（教養教育と専門教育）の成果、入学時と比較した知識・能力の伸長度を全学共通項目としており、その他の質問については各学部で独自に設定して、教育活動の評価を検証することとしている。また、大学院課程教育修了時アンケートは、専攻の独自性を考慮して、学生生活に関する満足度のみ全学共通項目とし、その他は研究科独自の項目を設定して、平成25年度から教育研究活動の自己点検・評価に反映されている。

各学部及び研究科の教育活動の自己点検・評価については、学部・研究科レベルにおいても、自らの教育活動を評価するために用いている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

授業評価アンケート、学士課程教育卒業時アンケート、大学院課程教育修了時アンケート及び学生生活実態調査等を実施して学生の意見を聴取しており、その結果は大学ウェブサイト等で公開している。

授業評価アンケートでは、教員が学生アンケートに対する回答や意見をコメントする仕組みを構築している。さらに、授業評価アンケート結果を基に授業改善を行った内容をシラバスに記載している。

教員からの意見や提案については、教育質保証委員会、学士課程会議、大学院課程会議、FD部会等の全学的な教育関係事項を所掌する会議において意見を聴取している。また、全学FDでは、教員相互の研修を実施しており、自らの授業を公開して他教員からの意見を聞くとともに、授業参観をすることで優れた教育実践を学ぶ機会を設けている。さらに、授業参観・授業公開後に、教員間で研究会を開催して意見交換を行い、授業改善につなげている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見を把握するために、教育室において学部卒業後5年の卒業生を対象としたアンケートを長期にわたり毎年度実施している。これらのアンケート結果を参考に、教育の質の向上のための方策を教育室及び各部局において検討し、改善に活用している。例えば、入学直後に実施する「教養教育ガイド」の内容の改善や教養ゼミ等の授業についてのアクティブラーニングの導入・ワークショップの定期的な開催、到達目標型教育実現のための教育プログラムの改善やPBL教育の積極的導入、上級生によるキャリア・サポート制度の充実等を行っている。さらに、経営協議会学外委員からの「世界から見た広島ならではの特色を活かしてはどうか」との意見（平成27年3月）に対しては、既に平成23年度から学部新入生を対象に必修化している「平和科目」において、「平和モニュメント見学実習レポート」に広島平和記念資料館等を推奨するなど、広島と平和に関して考えさせる契機としている。

また、キャリア支援グループでは企業に対して学生への要望やキャリア支援について聞き取り調査を行っており、各学部・研究科においても企業アンケートを実施し、社会が求める人材像の把握に努めている。例えば、教育学部・教育学研究科では教育委員会を訪問し、意見聴取を行っており、理学部・理学研究科では企業側人事担当者へのアンケートを行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

人材育成推進室に置かれたFD部会が中心となり、全学FDを企画・実施している。FD部会は、高等教育研究開発センターの教員、学士課程会議、大学院課程会議等の委員で構成され、教育活動の状況を踏まえた企画を提案し、実施している。また、平成26年度より、新任教員については、教員として働くために知っておくべき基本的知識の獲得やスキル向上の機会を提供することを目的として、3年以内の「新任教員研修プログラム」（必修研修20時間、選択必修研修4時間）を実施している。

各部局においてもアクティブラーニングやストレスマネジメント等に関するFDを実施しており、総合

科学部では「協同による活動性の高い授業づくり」、医学部では「新たな卒業O S C Eに対応した臨床実習のあり方」等をテーマに行っている。

F Dによる改善例としては、新入生の学力の定点観察と追跡調査、少人数教育（演習等）での複数グループの点数評価の統一、成績不振学生に関するケアと情報共有、資料作成や板書の見直し、講義室や教育インフラの整備への提案等がある。

これらのことから、F D活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者としての事務職員に対する研修は、「新人材育成基本方針（一部見直し）」及び「職員人材育成計画」に基づき、P D（教育・研究現場で求められる能力等の向上に資する研修）を実施している。平成27年度は、教育関連の12の研修に176人、研究関連の16の研修に897人、学生支援関連の6の研修に153人が参加している。

T A制度の運用指針として「ティーチング・アシスタント制度運用ガイドライン」を作成し、教員の役割やT Aの業務内容を全学的に周知するとともに、人材育成推進室に置かれたF D部会が、T A及びT Aを雇用する教員を対象としたT A研修会（基礎編及び実践編）を実施している。また、T A研修会では研修内容について意見聴取しており、T A研修の充実も図っている。さらに、T A制度の内容やT Aとしての心得等を記載した「T Aハンドブック」を作成して配布し、全学情報共有基盤システム「いろは」で公開して、T Aの質保証に資する活動を継続して行っている。

平成28年度からは、「階層的T A制度」を導入し、T Aを3つの階層に分けています。P T A（Phoenix Teaching Assistant）は授業の補助業務のみ担当、Q T A（Qualified Teaching Assistant）はディスカッション・ファシリテートや実験時のデモンストレーション等の補助的授業指導も担当し、T F（Teaching Fellow）は、P T AやQ T Aの業務に加えて教員の監督・指導の下、授業を担当する。平成28年5月1日現在、P T A246人、Q T A1,031人が配置され、T Fは平成28年度第4タームから配置される。この制度は、大学が優秀な学生を雇用して、大学教育の充実を図るとともに、学生に指導者としてのトレーニング機会を提供し、これに対する給与支給により学生への経済的支援を行うことを目的としている。なお、平成27年度の2月から3月の研修会には、Q T A資格取得研修会に約1,300人の学生が参加している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育質保証委員会を設置し、各部局の教育活動に対して、自己点検・評価を行わせ、年次報告書、改善報告書を提出させるなど、教育の質保証と改善を継続的に実行する全学的なP D C Aサイクルを構築し、効果を上げている。
- 学部卒業後5年の卒業生を対象としたアンケートを長期にわたり毎年度実施しており、改善に活かしている。
- 充実した内容の「T Aハンドブック」の製作によるT Aの能力向上や、業務内容によりT Aを3つ

の階層に区分するなど、教育の充実及び学生に対する指導者としてのトレーニング機会の提供を図っている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 26 年度より新任教員については、「新任教員研修プログラム」（必修研修 20 時間、選択必修研修 4 時間）の受講を必修としており、授業方法等の改善が一層進むことが期待される。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成27年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産187,450,845千円、流動資産18,063,483千円であり、資産合計205,514,329千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債47,318,823千円、流動負債15,284,398千円であり、負債合計62,603,222千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金7,665,711千円及び長期借入金13,802,551千円の使途は病院施設等の整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務2,071,424千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成23年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22~27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議・決定している。

また、これらの収支計画等は、各部局教授会等において報告しているほか、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成27年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用74,783,042千円、経常収益74,648,635千円、経常損失134,407千円、当期純損失6,186千円であるが、目的積立金2,558千円を取り崩すことにより、当期総損失は3,628千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金5,770,937千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の教育、研究経費の予算配分に当たっては、毎年度、学長が策定した予算編成方針に基づき、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が適正に決定した予算に基づいて行っている。

さらに、学長裁量経費、営繕経費、教育研究設備費といった共通財源を集約し、特別事業経費として一括して管理し、学長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に活用して、学生の留学支援事業や重点推進分野への支援等、当該大学の機能強化に向けた取組を行っているほか、老朽化した施設の再整備事業、教育活動に活用する施設の新設事業等を実施している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直轄の監査室が監査計画を作成し、内部監査規則に基づいて実施している。

また、監事、会計監査人及び監査室は、隨時情報共有や意見交換を行い、相互に連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、学則等に基づき、学長及び理事7人により構成される役員会を設けているほか、役員会構成員のほか、学外委員で構成される経営協議会を置き、経営に関する重要事項を審議し、役員会構成員のほか、部局長、図書館長等で構成される教育研究評議会を置き、教学に関する重要事項を審議し

ている。理事の下には理事会を置き、理事が所掌する業務の企画立案、点検評価、改善等を行っており、これらの業務を円滑に処理するため教職員一体型の組織を設置している。

各部局では、教授会を置くとともに、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として部局長室を置き、室長である部局長、副部局長、その他部局長が認めた者で構成されている。

管理運営に係る事務組織としては、学長室（7人）、大学経営企画室（4人）、グローバル化推進室（2人）、監査室（4人）、教育室（71人）、国際室（11人）、学術室（19人）、社会産学連携室（67人）、医療政策室（15人）、財務・総務室（108人）を設置しているほか、東広島地区運営支援部（155人）、霞地区運営支援部（56人）を設置している。その他病院に49人、文書館に1人、事務職員を配置している。分掌に定めるところにより、教育研究組織と適切に連携できる体制となっている。また、教職員が一体となって管理運営組織を構成することとしており、全学委員会等に、事務職員も委員として参画している。

危機管理等に係る体制については、理事（財務・総務担当）の下に、リスクマネジメント検討会議を設置し、リスクレベルに応じた危機管理体制を整備するとともに、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルを作成し、避難訓練や緊急時の連絡体制の検証のための緊急時メール連絡訓練を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

以前から学長と学生との意見交換会、学長と留学生との意見交換会、経営協議会学外委員と学生との意見交換会、学長と教職員及び学生が学長室で直接意見交換を行うオフィスアワーを行っていたが、平成27年度よりインターネットを利用した意見聴取を開始している。学生情報システム「もみじ」の掲示板に月2回程度学長メッセージを掲載し、学生と教職員からの意見を求めている。これまで、広報の在り方についての意見、スポーツ施設の見直し・改善、海外交流等についての意見があり、それぞれに対応し、回答している。

学外関係者のニーズを反映するため、経営協議会学外委員と部局長等による意見交換会を通して、教育研究や管理運営等に対する意見を求めている。これらの委員からの様々な指摘・要望は、大学ウェブサイトで学内公開するとともに、関係委員会等において検討を行い、財政状況も踏まえながら管理運営に反映させている。大学教職員の能力向上を図るために人材育成推進室の設置（平成21年）はこれによるものである。人材育成推進室は、教職員の大学院修学研修、他機関出向、海外派遣研修等の事業を進めている。

それ以外にも、県知事や市長、地元経済団体の長等との面談、「ひろしま自動車産学官連携推進会議」等の当該大学と企業等で構成される組織の会合での意見聴取も行い、積極的に学外者の意見やニーズの把握に努めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤・非常勤監事各1人を置いている。監事の業務は、国立大学法人法、役員規則及び監事監査規則において定めている。

監事は、毎年度初めに監事監査計画書を学長へ提出し、監事監査規則等に基づき、業務について監査を

実施している。

監事は、監査計画書に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会をはじめ、その他重要な会議等（学長選考会議、評価委員会等）へ出席し、業務運営の状況等について聴取している。また、重要な決裁書類等を閲覧している。各部局等への実地監査においては、調査票等による事前調査を踏まえ、各部局長及び各業務責任者から業務処理状況を聴取の上、監査を行っている。それらの結果を監事監査意見書として取りまとめ、学長へ提出している。監査結果は、役員会や経営協議会において報告するとともに、大学ウェブサイトで公表している。

財務諸表等決算書類についても、会計監査を実施し、監事の意見として監査報告書を学長へ提出している。

監事が行う会計監査及び業務監査については、監査室と協力、連携して実施している。また、監査室が実施する内部監査についても実地検査に帯同するなど随時状況を把握し、内部監査の結果報告を受け、その内容を確認している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9－2－④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の育成については、「新人材育成基本方針（一部見直し）」及び「職員人材育成計画」に基づいて実施しており、研修もそれら方針・計画を踏まえ実施している。

大学における管理運営には多様な能力が必要であることから、「階層別研修」、「スキル開発研修」、「出向型研修」、「グローバル人材育成研修」、「規範研修」、「専門研修」の6つに区分した管理・運営に資する研修を実施している。平成27年度は43の研修を実施し、2,844人が参加している。そのほか、部局において35の研修を実施し、293人が参加している。

研修の企画・実施に当たっては、これまでの集合型研修に加え、勤務地、配属先等の環境の違いにより左右されない学びの機会提供という観点も考慮し、e-learningによるスキル開発研修、オンライン英会話研修を実施している。平成27年度のオンライン英会話研修の受講者は33人であり、そのうち19人が研修受講後にTOEICテストを受験した結果、スコアが平均で約47点向上している。

さらに、管理職層向けの研修として、評価能力向上に資する評価者研修、傾聴スキル研修や、民間経営者の講演も多く含む広島夕学講座を聴講するとともに、国立大学協会主催のマネジメントセミナー等の学外研修も活用している。

なお、学内で実施された各研修については、毎年度2回実施する、研修実施状況調査において、受講者からの意見・提案を集約の上、各研修の目的、受講者数、成果、課題・改善点、前年度の課題・改善点の反映状況について確認・検証を行い、研修内容の改善、見直しを継続的に実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9－3－① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

IR（Institutional Research）は、大学経営企画室が中心となり各理事室等と連携して、教育研究・経営・財務情報等の大学の諸活動に関する情報収集・蓄積、特に学生の学習成果等の教育機能についての調査分析、大学経営の基礎となる情報の分析を行っている。

学長の下に、大学全体を単位として行う自己点検・評価の企画、立案及び実施並びに教員を単位として行う自己点検・評価の企画及び立案を統括するため、評価委員会を置き、IR活動を進めている。

自己点検・評価に必要なデータは、全学情報共有基盤システム「いろは」に集約されており、各組織がデータを活用できるようにしている。「いろは」に集約されているデータは、「資料でみる広島大学」、「教育研究評価に関するデータ（DB調査表、学校基本調査）」、「第一期中期目標期間の総括（平成23年6月10日）」となっている。

また、毎年7月に、副学長（大学経営企画担当）から教育研究評議会に基礎データの報告が行われている。報告事項は、「入学状況」、「収容定員充足状況」、「留学生数」、「進路状況」、「学位（博士号）授与状況」、「外部資金受入実績」、「論文数」、「本務教員数」、「外国人教員数」、「日本人学生の海外派遣数」となっている。

経営協議会学外委員がこれらのデータを用いて、部局の組織評価を実施しており、IRのデータが活用されている。

さらに、国立大学法人評価（中期目標期間評価及び年度実績評価）や大学機関別認証評価実施の際に、学内の各種資料やこれらの基礎データに加え、各理事室、部局等からの報告に基づき自己点検・評価を行い、実績報告書を作成し、大学ウェブサイトで公表している。

「平成36年に世界トップ100の大学となること」及び「研究と教育の両面において大学として最大の結果を出すため教員を適切に配置できるようになること」を目指して、独自の目標達成型重要業績指標A-KPI (Achievement-motivated Key Performance Indicators)を開発し導入している。A-KPIは5つの大項目（授業担当、博士人材の養成、SCI論文数、外部資金受入、国際性）で構成し、教員一人当たりの平均値をモニタリングしており、個々の教員の研究教育志向を尊重しつつ、大学として戦略的な人材配置を行っていくための有力な手段となることが期待される。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成21年度には、大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受け、「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と評価されている。法務研究科では、平成25年度に大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価を受け、「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している」と評価されている。

また、国立大学法人法に基づく年度評価として、年度計画の達成状況を踏まえて評価基準とする自己点検・評価を毎年度実施しており、その結果に基づき、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

毎年、部局の特徴・特色を伸ばすとともに、課題の改善に結び付けることを目的として、外部有識者（経営協議会学外委員）による部局長ヒアリングを行い、部局の組織評価を実施している。組織評価の結果は、毎年、報告書としてまとめている。

各部局においても、数年に一度（法務研究科は毎年度）外部評価による検証を実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成16年度から、年度計画の実施状況に関する自己点検・評価報告書を国立大学法人評価委員会に提

出し、評価を受けている。この評価結果を受けて、個人情報の適切な管理や個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化等、管理運営の改善を行っている。

また、年度計画の実施状況について、各理事室が4半期単位で進捗状況を自己評価し、役員会においてその内容を確認した後、必要な指示を行っている。年度計画の進捗状況を踏まえて、役員会を主体に、次年度の年度計画の策定に反映している。

設置計画履行状況等調査で留意事項等が付された場合、改善している。

大学機関別認証評価（平成21年度）において「改善を要する点」として指摘を受けた「学士課程の一部の3年次編入、大学院課程の一部の研究科及び専攻科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。」との指摘に対しては、引き続き改善が望まれるもの、適正な入学定員充足に向けた取組が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 人材育成の基本方針及び計画に基づき、「階層別研修」、「スキル開発研修」、「出向型研修」、「グローバル人材育成研修」、「規範研修」、「専門研修」の6つに区分した管理・運営に資する研修を実施しており、一層の成果が期待される。

基準 10 教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的については、大学ウェブサイト及び大学案内で公表しており、学部・研究科の目的についても各学部・研究科のウェブサイトや刊行物等で公表している。

合同企業説明会に参加する企業（約 300 社）に対しては、大学案内（概要編）、グローバルキャリアデザインセンターパンフレット、「広島大学だより」を配布するとともに、求人票を送付してきた企業（約 4,000 社）に大学案内を送付して、企業に対しても大学の理念・目的の周知に努めている。

新たに採用された教職員に対しては、大学の理念・目標等、全構成員が知っておくべき大学運営の基礎となる事項を内容として、学長、理事等を講師とした新採用教職員研修を年 2 回（4 月・10 月）実施している。

学生に対しては、学生募集要項等で公表するとともに、新入生ガイダンスでも周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

学部の入学者受入方針及び入学者選抜の方針は、大学案内、入学者選抜に関する要項、各種学生募集要項、入試説明会及び各学部ウェブサイト等で公表し、さらに、各関係機関へ資料を配布している。AO入試に関しては、各種学生募集要項に示すように、求める学生像を明示している。

大学院の入学者選抜の方針はそれぞれの研究科で定め、学生募集要項、大学院案内、研究科ウェブサイト等で公表し、周知を図るとともに、関係機関へも入学者受入方針の記載された資料を配布している。

各学部の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、主専攻プログラムごとにその到達目標、カリキュラム・マップ等をまとめた主専攻プログラム詳述書に記載し、ウェブサイトに掲載している。また、大学院の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、それぞれの研究科で策定したものをウェブサイトに掲載している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

法令に基づく公表事項については、学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に示されている教育情報や、財務諸表等も含めて大学ウェブサイトで公表している。また、平成 27 年 3 月から、大学ポートレートにおいても、大学の教育情報を公表している。

個々の教員等の業績については、「研究者総覧」において教育・研究・社会貢献を中心に詳細な情報を掲載し、日本語版だけでなく英語版についても公表している。また、活動の成果に関する情報の一環として、「学術情報リポジトリ」による出版物等の公表に加え、産学共同活動テーマデータベース「ひまわり」による研究シーズ等の公表も行っている。さらに、部局においても、大学ウェブサイト、冊子、演奏会・発表会等により教育研究活動の成果や自己点検・評価の結果を公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 広島大学

(2) 所在地 広島県東広島市

(3) 学部等の構成

学部：総合科学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、生物生産学部

研究科：総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、医歯薬保健学研究科、工学研究科、生物圏科学研究科、国際協力研究科、法務研究科

研究院：医歯薬保健学研究院、工学研究院

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：原爆放射線医科学研究所

病院

図書館

教養教育本部

全国共同利用施設：放射光科学研究センター

中国・四国地区国立大学共同利用施設：西条共同研修センター

学内共同研究施設等：ナノデバイス・バイオ融合科学研究所、高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、自然科学研究支援開発センター、国際センター、産学・地域連携センター、教育開発国際協力研究センター、保健管理センター、平和科学研究センター、環境安全センター、総合博物館、北京研究センター、宇宙科学センター、外国語教育研究センター、文書館、スポーツ科学センター、HiSiM研究センター、先進機能物質研究センター、現代インド研究センター、サステナブル・ディベロップメント実践研究センター、ダイバーシティ研究センター、ハラスマント相談室

附属学校：附属幼稚園、附属三原幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校

(4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数：学部 10,942人、大学院 4,350人

専攻科 18人、附属学校 3,863人

専任教員数：1,676人（うち、附属学校教員215人）

助手数：3人

2 特徴

本学は、昭和24年5月、原爆被災により壊滅的被害を被った広島の地に、国際平和を希求する新しい文化都市を建設したいという広島県民や大学関係者の熱い期待に支えられ、その核たるべき総合大学として誕生した。

本学の源流である広島師範学校、広島文理科大学、広島工業専門学校、広島高等学校、広島高等師範学校、広島女子高等師範学校、広島青年師範学校及び広島市立工業専門学校の8校を包括・併合して創設され、大学の組織は、本部と文学部、教育学部、政経学部、理学部、工学部及び水畜产学部の6学部、教育学部東雲分校、三原分校、安浦分校、教養部皆実分校の4分校、理論物理学研究所、附属図書館で構成された。昭和28年には広島医科大学を併合し、医学部を設置した。

設立当初、広島市や福山市など6市町村11カ所に分散していたが、昭和48年2月、広島県賀茂郡西条町（現東広島市）への統合移転を決定し、昭和57年3月の工学部移転に始まり、平成7年3月に、全部局（医療系の部局及び附属学校を除く。）の統合移転を完了した。この間、総合科学部、法学部、経済学部、学校教育学部、生物生産学部の設置、学部教育の充実を図ってきた。同時に、大学院の整備充実も図り、昭和61年度までに全研究科に博士課程を設置した。その後、国際協力研究科及び先端物質科学研究科の新設、既存研究科の重点化（講座化）により、「総合研究大学」として発展を続けている。

平成16年4月の国立大学法人化後も、自己点検・評価に基づき様々な改革と整備が続けられ、平成16年度に法務研究科の設置、平成18年度に薬学部及び総合科学研究科の設置、平成24年度に医歯薬保健学研究科の設置、平成28年度に教育学研究科に教職開発専攻（教職大学院）の設置並びに各種学内施設の整備を進め、現在に至っている。

なお、本学は『自由で平和な一つの大学』という建学の精神を継承し、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、徹底した「大学改革」と「国際化」を推進し「100年後にも世界で光り輝く大学」になることを目指す。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

広島大学では、「自由で平和な一つの大学」という建学以来の精神を継承し、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学である広島大学に課せられた使命を果たすことを基本理念としている。

この理念5原則に基づき、広島大学は世界最初の被爆地である国際平和文化都市ヒロシマの総合研究大学として、国際水準の教育研究の展開に向けて、研究大学強化促進事業やスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型）なども包含する「広島大学改革構想」を着実に実行し、徹底した「大学改革」と「国際化」を推進し、今後、10年以内に世界大学ランキングトップ100に入る総合研究大学を目指す。さらに、本学の特長や強みを伸ばすとともに、時代や社会の要請に応えて、日本を代表し世界をリードするナショナルセンターとしての機能と、中国・四国地方のリージョナルセンターとしての機能を果たし、「100年後にも世界で光り輝く大学」となることを目指す。併せて、本学の伝統と実績を活かした教養教育を根幹に「平和を希求する国際的教養人」の養成を行うとともに、世界トップレベルの研究に裏打ちされた国際的に通用する専門教育を提供し、世界や地域社会で活躍できる人材の養成を行う。

具体的に研究については、研究大学強化促進事業等を活用して、第2期中期目標期間より取り組んできた研究拠点の構築や研究環境の整備等の重点支援を進め、自由で独創性の高い研究を推進し、世界トップレベルの研究を展開する。本学の強みである教育学、物性物理、宇宙科学、機能性材料創製、半導体・ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどの分野において質の高い先端研究を発展させる。また、原爆の惨禍から復興を支えてきた大学として放射線災害に係る医療に関する研究拠点を発展させるとともに、再生医療、肝疾患や脳科学研究の質の高い先端研究を発展させる。

教育については、スーパーグローバル大学創成支援事業等を活用して、第2期中期目標期間に策定した「広島大学改革構想」を具体的に実施していくことにより、国際通用性の高い教育を提供し、人類が直面する予測不能な種々の課題を解決することのできる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求するグローバル人材を養成する。また、教育の国際標準化及び質の向上を図るために、教育の内部評価システムを充実させ、評価に基づき改善を行うとともに、国際大学間コンソーシアム（S E R U）による外部評価を受審する。

社会貢献については、革新的イノベーション創出プログラムや科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業等を活用し、第2期中期目標期間より取り組んできた地域に集積する輸送機器や機械分野等の産業界及び広島県を中心とする地域社会との連携の高度化に向けた取組を重点的に進め、国際競争力の向上やイノベーション創出等に貢献する。また、グローバル指向が強い広島県地域の要請に応えて、地（知）の拠点整備事業や本学独自の地域貢献事業等も活用して、地域を志向した教育・研究を推進することでグローバルにも活躍できる人材を養成し、地方の創生・活性化に貢献する。

大学運営については、教育、研究、社会貢献の機能を最大限に発揮できるように、ガバナンス体制を恒常的に見直しつつ、学長のリーダーシップの下で経営基盤を強化し、本学の教育や研究面でのパフォーマンスをモニターする独自のA-KPI（目標達成型重要業績指標）等やIR（インスティテューション・リサーチ：大学における諸活動に関する情報の収集・分析）機能を活用した分析を基に本学の強みや特色を活かす戦略的なマネジメントを行う。

また、次のとおり広島大学学則において理念を定め、広島大学通則及び広島大学大学院規則において大学や大学院の教育研究上の目的を規定するとともに、各学部、各研究科は、細則において分野の特性に応じた教育研究上の目的を規定している。

理念

(理念)

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(出典：広島大学学則)

大学の目的

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(出典：広島大学通則)

大学院の目的

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(出典：広島大学大学院規則)

(学部・研究科等ごとの目的)

学部・研究科は、本学の基本理念、広島大学学則、広島大学通則及び広島大学大学院規則に沿って、各学部、研究科の細則において、資料1-1-①-C、後掲及び資料1-1-②-B、後掲のとおり、分野の特性に応じた教育研究上の目的を定めている。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/daigaku/no6_1_1_jiko_hiroshima_d201703.pdf